

平成17年6月3日 第1回 臨時会

## 北河内4市リサイクル施設組合議会会議録

平成17年6月3日（金）開会・閉会

北河内4市リサイクル施設組合議会

# 議 事 日 程

平成17年6月3日（金）午後2時開会  
北河内4市リサイクル施設組合議会平成17年第1回臨時会

日 程	事件番号	事 件 名	
1	—	仮議席の指定	
2	—	会期の決定	
3	選 挙 第 1 号	議長の選挙	
4	—	議席の指定	
5	選 挙 第 2 号	副議長の選挙	
6	選任同意 第 1 号	監査委員の選任について	
7	報 告 第 1 号	専決事項の報告について	
8	報 告 第 2 号	平成16年度北河内4市リサイクル施設組合繰越明許費の報告について	
9	議 案 第 2 号	平成17年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）	

北河内4市リサイクル施設組合議会平成17年第1回臨時会会議録

1. 開 会 平成17年6月3日 午後2時00分から

1. 会 期 1日間

1. 出席議員 (13名)

(議 席)	1 番	千葉 清司
	2 番	大槻 哲也
	3 番	榎本 正勝
	4 番	小野 裕行
	5 番	石村 淳子
	6 番	南部 創
	7 番	坪内 伸夫
	8 番	堂蘭 利幸
	9 番	松本 順一
	10番	扇谷 昭
	11番	岸田 敦子
	12番	山口 幸三
	13番	坂野 光雄

1. 欠席議員はありません

1. 法第121条による出席者

管理者	馬場 好弘
副管理者代理	小堀 隆恒(枚方市副市長)
副管理者	田中 夏木
副管理者代理	河西 陽三(交野市助役)
収入役	吉岡 國夫
事務局長	中野 泰雄(兼務)
次長兼課長	濱本 遵市
課長代理	永田 昌宏
係長	辻 康明
係長	端野 敦夫(兼務)
技術職員	川田 浩司(兼務)

## 1. 同席者

関係構成4市（寝屋川市）	環境部長	船吉 成實
	ごみ減量推進課長	垣本 次雄
（枚方市）	環境事業部長	富田 藹
	環境事業部次長	小山 竹治
	議会事務局次長	田中 達三
	減量総務課長	石渡 俊博
（四條畷市）	市民生活部長	堀 誠
	生活環境課長	北崎 文雄
（交野市）	環境部長	宇治 正行
	循環型社会推進室長	中西 伊三夫
	廃棄物対策課長	田村 猛

## 1. 議会事務局職員出席者

事務局長	中野 泰雄(兼務)
組合議会事務員	西尾 和三
係長	端野 敦夫(兼務)
技術職員	川田 浩司(兼務)

北河内4市リサイクル施設組合議会平成17年第1回臨時会会議録目次  
(平成17年6月3日)

開議（午後2時00分）	1
臨時議長の選出（堂菌利幸臨時議長）	1
出席状況の報告	1
馬場好弘管理者の開会のあいさつ	1
会議録署名議員指定（坂野光雄議員と千葉清司議員）	2
仮議席の指定	2
会期の決定	2
選挙第1号 議長の選挙	2
大槻哲也議長就任のあいさつ	2
議席の指定	3
選挙第2号 副議長の選挙	3
坪内伸夫副議長就任のあいさつ	4
正副議長就任に際しての馬場管理者のお祝いのことば	4
選任同意第1号 監査委員の選任について	4
（山口幸三議員退場）	
馬場好弘管理者の提案理由説明	5
選任同意第1号採決	5
議員選出                      山口幸三 議員	
（山口幸三議員入場）	
諸般の報告	
（平成16年度及び平成17年6月2日までの諸会議の報告）	5
報告第1号 専決事項の報告について	5
専決第1号 平成16年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第1号）	5
専決第2号 平成17年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第1号）	6
報告第1号採決	6

報告第 2 号	平成 16 年度北河内 4 市リサイクル施設組合繰越明許費の報告について	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
	報告第 2 号終結	7
議案第 2 号	平成 17 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算（第 2 号）	
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
10 番	扇谷 昭議員の質疑（四條畷市）	9
	1. 循環型社会形成推進交付金スキームについて	
	2. 4 市リサイクルプラザ施設建設事業計画について	
	3. 循環型社会形成推進地域計画の策定について	
	4. 今後のスケジュールについて	
	5. 住民合意手続きについて	
	中野泰雄事務局長の答弁	1 2
	扇谷 昭議員の再質問	1 4
	中野泰雄事務局長の答弁	1 7
	扇谷 昭議員の再々質問	1 8
	馬場好弘管理者の答弁	2 0
13 番	坂野光雄議員の質疑（交野市）	2 0
	1. 建設事業費について	
	2. 「生活環境影響調査書」に対する意見書の取り扱いについて	
	3. 4 市リサイクル施設組合のホームページの運用について	
	中野泰雄事務局長の答弁	2 1
	坂野光雄議員の再質問	2 2
	中野泰雄事務局長の答弁	2 4
	坂野光雄議員の再々質問	2 5
11 番	岸田敦子議員の質疑（四條畷市）	2 5
	1. 北河内 4 市リサイクル施設組合専門委員会報告書について	
	中野泰雄事務局長の答弁	2 7
	岸田敦子議員の再質問	2 8
会議時間延長の宣言（午後 3 時 55 分）	・・・・・・・・・・・・・・・・	3 0
	中野泰雄事務局長の答弁	3 0

岸田敦子議員の再々質問	3 1
5 番 石村淳子雄議員の質疑（枚方市）	3 2
1. 補正予算の時期と循環型社会形成推進協議会について	
中野泰雄事務局長の答弁	3 3
石村淳子議員の再質問	3 4
中野泰雄事務局長の答弁	3 6
石村淳子議員の再々質問	3 7
中野泰雄事務局長の答弁	3 8
9 番 松本順一議員の質疑（寝屋川市）	3 8
1. 専門委員会報告内容に対する今後の対応について	
中野泰雄事務局長の答弁	4 0
松本順一議員の再質問	4 0
中野泰雄事務局長の答弁	4 1
13 番 坂野光雄議員の反対討論（交野市）	4 2
議案第 2 号採決	4 4

休憩（午後 4 時 49 分）

組合議会幹事会開催（別室）

再開（午後 5 時 2 分）

臨時会閉会（午後 5 時 3 分）

議員協議会開催（午後 5 時 3 分）

議員協議会閉会（午後 5 時 14 分）

馬場好弘管理者のお礼のあいさつ 4 4

大槻哲也議長の閉会のあいさつ 4 4

閉会（午後 5 時 2 1 分）

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名

付議事件一覧表

**【参考資料】**

行政報告 1

(1) 北河内 4 市リサイクル施設組合の当面のスケジュールについて

- (2) (仮称) 北河内 4 市リサイクルプラザの概要について
- (3) 構成 4 市の都市計画決定状況について
- (4) (仮称) 北河内 4 市リサイクルプラザ建設用地の取得について
- (5) 北河内 4 市リサイクル施設組合専門委員会報告書について
- (6) 循環型社会形成推進交付金について (循環型社会形成推進交付金要綱)

行政報告質問	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
13 番 坂野光雄議員の質問 (交野市)	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
中野泰雄事務局長の答弁	・・・・・・・・・・・・・・・・	3
坂野光雄議員の再質問	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
中野泰雄事務局長の答弁	・・・・・・・・・・・・・・・・	4
坂野光雄議員の再々質問	・・・・・・・・・・・・・・・・	4



(午後 2 時 00 分 開会)

○事務局長(中野 泰雄君) 本日は何かとご多忙な中を北河内 4 市リサイクル施設組合議会の臨時会にお集まりいただきありがとうございます。また、日頃から本組合に対し何かとご理解、ご協力いただいておりますことに、この場をお借りしましてお礼を申し上げます。

今月は本組合が設立されてからちょうど 1 年が経過する節目の月であり、いよいよ施設建設に向けた正念場を迎えようとしている時期でもございます。

また、本日は本組合議会におきましても構成市議会で派遣議員の改選が行われたことに伴い、新たな議員の皆様にお越しいただいております。つきましては、改選後の最初の議会でございますので、正副議長の選挙からお願いいたしたいと思っております。よろしくお願い申し上げます。

なお、地方自治法では、議長が選挙されるまでの間は年長の議員が議長の職務を行うと定められています。つきましては、本日の出席議員中、年長の議員は堂菌議員でございますので、堂菌議員に臨時に議長の職務を行っていただきます。堂菌議員、議長席にお願い申し上げます。

○臨時議長(堂菌 利幸君) 皆さんこんにちは。ただいまご紹介をいただきました堂菌でございます。議長が選挙されるまでの間、私が臨時に議長の職務を行いますので、よろしくお願いいたします。

開会に先立ち、事務局に議員の出席状況を報告いたさせます。中野事務局長。

○事務局長(中野 泰雄君) 本日の会議のただいまの出席議員は 13 名です。以上で報告を終わります。

○臨時議長(堂菌 利幸君) ただいま報告させましたとおり、出席議員は定足数に達しておりますので、これから平成 17 年第 1 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会臨時会を開会します。

ただいまから本日の会議を開きます。

開会に際し、管理者からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けいたします。馬場管理者。

○管理者(馬場 好弘君) 臨時会の開会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日は平成 17 年第 1 回北河内 4 市リサイクル施設組合議会臨時会を招集させていただきましたところ、議員の皆様方におかれましてはご多用の中ご出席をいただき、

誠にありがとうございます。

当組合は、昨年6月1日の組合設立以来、1年が経過いたしました。いよいよ建設に向けて本格的な事業を進める時期が来ております。

本日は、同組合議会議員におかれましては、交野市を除く構成市の派遣議員の改選に伴います選任後の最初の議会として、正副議長並びに議会役員を選挙していただきました後、建設費の補正予算等の重要議案をご審議、ご決定いただきたく予定をいたしております。各案件につきましては上程の都度ご説明を申し上げますので、何とぞよろしくご審議の上、ご可決、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

以上、誠に簡単でございますが、臨時会開会にあたりましてのごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いたします。

**○臨時議長（堂 蘭 利幸君）** 次に本臨時会の会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は坂野光雄議員、千葉清司議員の2名を指名いたします。

日程第1、仮議席の指定を行います。議長が議席の指定を行うまでの間、ただいま皆さんが着席されている議席を仮議席として指定します。

日程第2、会期の決定を議題とします。お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○臨時議長（堂 蘭 利幸君）** ご異議なしと認めます。よって本臨時会の会期は、本日1日と決定をいたしました。

日程第3、選挙第1号 議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、指名推選によりたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○臨時議長（堂 蘭 利幸君）** ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

これから指名推選を行います。お諮りします。指名推選の指名者は、臨時議長にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

**○臨時議長（堂 蘭 利幸君）** ご異議なしと認めます。よって指名推選の指名者は、臨時議長にすることに決しました。

議長の指名を行います。議長に大槻哲也議員を指名します。

お諮りします。ただいま臨時議長において指名しました大槻哲也議員を議長の当選

人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○臨時議長(堂 利幸君) ご異議なしと認めます。よってただいま指名しました大槻哲也議員が議長に当選されました。ただいま議長に当選されました大槻哲也議員が議場におられますので、本席から当選の告知をします。

大槻議長から就任に際し、あいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けします。大槻議長。

○議長(大槻 哲也君) それでは議長就任にあたりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

このたびの議長選挙では、議員の皆さん方のご推挙をいただきまして、不肖私が議長の要職を仰せつかることになりました。ご覧のとおり私自身もとより未熟者ではございますが、組合議会の円滑な運営に全力を尽くす決意でございます。

今日、環境問題やごみ問題等、市民意識の高まりの中で当組合に寄せられます期待も大きなものがあると考えております。皆様の温かいご理解とご協力をいただきまして、この1年間の重責を全うしてまいりたいと考えております。

誠に簡単措辞ではございますが、就任に際しましてのお礼のごあいさつにさせていただきます。ありがとうございました。

○臨時議長(堂 利幸君) それでは大槻議長と交代をします。大槻議長、議長席にお着きください。

(議長交代)

○議長(大槻 哲也君) それでは引き続き議事を行います。

日程第4、議席の指定を行います。議席は、お手元に配布をしております議席表のとおり指定をします。

日程第5、選挙第2号 副議長の選挙を行います。お諮りします。選挙の方法については、指名推選によりたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大槻 哲也君) ご異議なしと認めます。よって選挙の方法は、指名推選によることに決しました。

これから指名推選を行います。お諮りします。指名推選の指名者は、議長にしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大槻 哲也君） ご異議なしと認めます。よって指名推選の指名者は、議長にすることに決しました。

副議長の指名を行います。副議長に坪内伸夫議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長において指名しました坪内伸夫議員を副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大槻 哲也君） ご異議なしと認めます。よってただいま指名しました坪内伸夫議員が副議長に当選されました。ただいま副議長に当選されました坪内伸夫議員が議場におられますので、本席から当選の告知をします。

坪内副議長から就任に際し、あいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けします。坪内副議長。

○副議長（坪内 伸夫君） ただいま副議長にご推挙いただき、心から御礼を申し上げます。

私自身まだまだ浅学ではございますけども、微力ながら本組合の運営とともに、安全な循環型社会の構築に向けて貢献をさせていただき決意でございます。また、大槻議長と協力しまして、公平かつ円滑な議会運営に頑張りたいと考えております。皆様方の温かいご理解、ご協力をお願い申し上げます。簡単措辞ではございますけども、就任に際しての御礼とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（大槻 哲也君） ただいま管理者から、このたびの正副議長の就任に際し、あいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けします。馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 北河内4市リサイクル施設組合議会の議長並びに副議長に新しくご就任されました大槻議長さん、坪内副議長さんにおかれましては誠におめでとうございます。心からお祝いを申し上げます。

今後、正副議長には、当組合の運営につきまして格別のご理解とご協力をお願い申し上げますとともに、議会の運営に特段のご配慮をいただきますようお願い申し上げます。私どもは、副管理者をはじめ事務局職員一丸となり、事業の円滑な推進に全力で取り組む所存でございます。

何とぞよろしくご指導、ご協力をいただきますようお願いを申し上げます。甚だ簡単でございますが、正副議長ご就任に際しましてのお祝いの言葉といたします。

○議長（大槻 哲也君） 日程第6、選任同意第1号 監査委員の選任についてを議題とします。

なお、本件は地方自治法第 117 条の規定により、山口幸三議員が除斥となります。

(12 番 山口幸三議員 退場)

○議長(大槻 哲也君) 管理者から提案理由の説明を求めます。馬場管理者。

○管理者(馬場 好弘君) 選任同意第 1 号 監査委員の選任について、提案理由のご説明を申し上げます。

北河内 4 市リサイクル施設組合監査委員に、議員選出といたしまして山口幸三氏を選任いたしたく、ご提案申し上げる次第でございます。

以上、簡単でございますが、選任同意第 1 号の提案理由の説明とさせていただきます。何とぞご同意賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(大槻 哲也君) 本件については、質疑、討論を行わず、直ちに採決に入ります。本件は原案に対し同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(大槻 哲也君) ご異議なしと認めます。よって本件は原案に対し同意することに決しました。

山口幸三議員の除斥を解きます。

(12 番 山口幸三議員 入場)

○議長(大槻 哲也君) この際、諸般の報告をいたします。平成 16 年度及び平成 17 年 6 月 2 日までの諸会議の報告につきましては、お手元に配布をしております報告書のとおりであります。ご了解いただきますようお願いいたします。

日程第 7、報告第 1 号 専決事項の報告についての平成 16 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算(第 1 号)及び平成 17 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算(第 1 号)を議題とします。理事者から提案理由の説明を求めます。中野事務局長。

○事務局長(中野 泰雄君) ただいまご上程いただきました報告第 1 号 専決事項の報告についてご説明を申し上げます。議案書の 2 ページをお開き願いたいと存じます。

今回専決処分をいたしましたのは 2 点でございます。本来ならば組合議会の議決を得るべきところでございますが、いずれも急施を要しましたので、地方自治法第 179 条第 1 項の規定によりまして専決処分を行ったものでございます。

専決いたしました 1 点目でございますが、次の 3 ページをお開きください。専決第 1 号 平成 16 年度北河内 4 市リサイクル施設組合補正予算(第 1 号)でございまして、地方自治法第 213 条第 1 項の規定に基づきまして、平成 17 年度に予算の繰り越しを行

うためのものがございます。

この繰越明許費につきましては、衛生費、清掃費の（仮称）北河内4市リサイクルプラザ建設事業費5億2010万円でございます。内訳でございますが、用地購入費に要する経費が4億9400万円、整備計画策定委託等業務委託が2610万円でございます。用地購入につきましては、鋭意、地権者と交渉を行ってまいりましたが、交渉が難航したことによりまして、平成16年度内の買収が困難であったためでございます。整備計画策定委託等業務委託につきましては、国庫補助金が平成17年度から交付金化されることとなり、従来の国庫補助金申請に係る施設整備計画から「循環型社会形成推進地域計画」の策定が平成17年度において必要になったためでございます。

2点目でございますが、議案書の5ページをお開き願いたいと存じます。専決第2号 平成17年度北河内4市リサイクル施設組合の補正予算（第1号）についてでございますが、1点目の繰り越しをいたしました経費は、平成16年度当初予算において一時借入金の設定をしておりましたので、予算の繰り越しに伴いまして、平成17年度においてもその設定を行ったもので、平成16年度同様、地方自治法第235条の3第2項の規定に基づき、一時借入金の借入れの最高額を5億円と定めたものでございます。

以上、報告第1号 専決事項の報告についての専決第1号 平成16年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第1号）及び専決第2号 平成17年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第1号）につきましての報告を終わらせていただきます。慎重ご審議をいただきまして、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大槻 哲也君） これから質疑に入るのであります。なお、会議規則により質疑の回数は3回を超えることができませんので、念のためお知らせします。ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大槻 哲也君） 質疑なしと認めます。これから討論に入るのであります。ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大槻 哲也君） 討論なしと認めます。

これから報告第1号を採決します。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大槻 哲也君） ご異議なしと認めます。よって本件は承認されました。

日程第8、報告第2号 平成16年度北河内4市リサイクル施設組合繰越明許費の報

告についてを議題とします。理事者から提案理由の説明を求めます。中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） ただいまご上程いただきました報告第2号 平成16年度北河内4市リサイクル施設組合の繰越明許費の報告についてのご説明を申し上げます。議案書の6ページでございます。

地方自治法施行令第146条第2項の規定によりまして、平成16年度北河内4市リサイクル施設組合繰越明許費の繰越計算書を報告するものでございます。

繰越明許費に伴います予算でございますが、(仮称)北河内4市リサイクルプラザ建設事業費でございまして5億2010万円、翌年度繰越額が5億2009万9850円でございます。財源といたしましては地方債が4億9400万円、一般財源が2609万9850円でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。慎重ご審議賜りまして、ご協賛いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（大槻 哲也君） これから質疑に入るのですが、ただいまのところ通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大槻 哲也君） 質疑なしと認めます。以上をもって報告第2号の聴取を終結します。

日程第9、議案第2号 平成17年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）を議題とします。理事者から提案理由の説明を求めます。中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） ただいまご上程いただきました議案第2号 平成17年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）についての提案理由のご説明を申し上げます。別冊の補正予算書（第2号）の1ページをお開き願いたいと存じます。また、あわせまして別冊の補正予算参考資料の1ページ目もご参照いただきたいと思います。

平成17年度北河内4市リサイクル施設組合の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11億7460万4000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ12億5303万1000円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(継続費)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(地方債)

第3条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第292条において準用する同法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金の補正)

第4条 一時借入金の借入れの最高額に7億円を追加し、一時借入金の借入れの最高額を12億円とする。

それでは以下、内容につきましてご説明を申し上げます。

まず歳出からご説明をさせていただきます。補正予算書の10ページをお開き願いたいと存じます。

1款 衛生費、1項 清掃費、1目 リサイクル施設費、施設建設費に伴います補正額は11億7245万1000円でございます。内容といたしましては、委託料1585万5000円、工事請負費11億5659万6000円でございます。

次に2款 公債費、1項 公債費、1目 利子の補正額は215万3000円でございます。内容といたしましては、歳入として計上いたしております循環型社会形成推進交付金の3億8885万7000円と組合債の7億1400万円に対する一時借入金利子でございます。

以上が歳出予算でございます。

続きまして歳入についてご説明を申し上げます。恐れ入りますが、補正予算書の6ページにお戻り願いたいと存じます。

第1款 分担金及び負担金、1項 負担金、1目 負担金、補正額は7174万7000円でございます。内容といたしましては、各市の負担金でございます。内訳でございますが、枚方市負担金が3485万8000円、寝屋川市負担金が2247万2000円、四條畷市負担金が645万1000円、交野市負担金が796万6000円となっております。

次に8ページをお願いします。2款 国庫支出金、1項 国庫補助金、1目 衛生費国庫補助金、補正額3億8885万7000円でございます。内容といたしましては、循環型社会形成推進交付金補助基本額に対する補助率3分の1の額でございます。

次に3款 組合債、1項 組合債、1目 組合債、補正額7億1400万円ございま



す。内容といたしましては、一般廃棄物処理事業債でございます。

続きまして3ページにお戻り願いたいと存じます。第2表 継続費につきましては、平成17年度10億2629万1000円、平成18年度11億2917万円、総額21億5546万1000円でございます。

続きまして4ページをお願い申し上げます。第3表 地方債につきましてご説明を申し上げます。一般廃棄物処理事業債7億1400万円を限度といたしております。なお、借入先、借入の方法、利率、償還の方法につきましては、それぞれ記載のとおりでございますので、ご了承を賜りたいと存じます。

以上で議案第2号 平成17年度北河内4市リサイクル施設組合補正予算（第2号）の提案理由の説明を終わらせていただきます。何とぞ慎重ご審議賜りまして、ご協賛賜りますようよろしくお願い申し上げます。

**○議長（大槻 哲也君）** これより議案質疑に入ります。順次質疑を許します。まず扇谷議員の質疑を許します。10番、扇谷議員。

**○10番（扇谷 昭君）** 四條畷市の扇谷昭でございます。通告させていただきました通告内容に基づきまして5点にわたる質疑をさせていただきます。

本補正予算は、リサイクル施設の建設事業費の計上に伴う歳入歳出予算の補正であり、極めて重要な審議と、このように考えております。どうか誠意あるご答弁をお願い申し上げます。

まず1点目は、循環型社会形成推進交付金のスキームについてであります。このたびの補正予算の計上は、循環型社会形成推進交付金事業として実施する北河内4市リサイクルプラザ施設建設によると、このように承知をしております。本組合は、この交付金スキームにつきまして、平成17年2月10日に行われました定例会の席上、「交付金の詳細、手続き等について不透明な部分がある」と、また「各構成市の平成17年度予算案審議までに交付金の詳細が一定判明する、との認識を持っておる」と、このように答弁をなさっておられます。この補正予算計上の大前提となる明らかになった交付金スキームというものについて説明を求めたいと、このように思います。

2月10日にちょうだいいたしました行政報告によりますと、少なくとも「循環型社会形成推進協議会の設置」「構想段階からの協働のあり方」「3R推進のための目標設定」「必要事業を記載した循環型社会形成推進地域計画の策定」等が交付金交付の要件と、このようにされております。これらの要件について詳細な説明を求めます。

次に2点目でございます。4市リサイクルプラザ施設建設事業計画についてお尋ね

をいたします。そもそも本補正予算計上の前提となります「北河内4市リサイクルプラザ建設事業計画」が明らかにされていないのではないかと、このように考えております。平成16年度国庫補助事業につきましては「廃棄物処理施設整備計画書」により詳細な計画の概要が議会に報告がなされております。がしかし、今回の交付金事業につきましては、平成17年2月10日の定例会の行政報告の中で行われました「施設建設費関係経費比較表」において、建設関係事業費及び各種委託料の総計と、財源として国庫補助金、地方債、各市の負担金となります一般財源総額が示されているに過ぎません。しかも、この比較表に記載されました平成17年度事業費内訳の数値につきましては、交付金スキームや各種様式が不透明な中で積算されたものであり、平成17年2月10日時点当時あくまでも暫定的な数値であり、当初予算には計上できず、今後改めて裏付けを得た上で補正予算として計上するとの説明をちょうだいいたしました。しかしながら、本臨時会の資料として私どもにいただきました「補正予算書」「補正予算参考資料」「行政報告参考資料」に明記されました数値は、すべて平成17年2月10日に発表されました交付金事業と内容が全く同じでございます。改めて補正予算審議の前提となります4市リサイクルプラザ施設建設事業にかかわる整備計画についてご説明をいただきたいと、このように思います。

第3点目でございます。循環型社会形成推進地域計画の策定についてお尋ねをいたします。4市リサイクルプラザ施設建設事業計画は、とりもなおさず「循環型社会形成推進地域計画」と、こういうことになるんだと、このように私は認識をしております。私はそもそも国の三位一体の改革の中の3兆円規模の補助金改革が、当初は学校の校舎や住宅等の箱物を槍玉に挙げながら、地方6団体が要らない補助金の1番手に「廃棄物処理施設補助金」を挙げたことに端を発し、結果、環境省が「廃棄物行政は地方に任せ、国は循環型社会・脱温暖化社会づくり、すなわち環境分野に予算を投入する」この立場から補助金を廃止し、代わりに交付金を創設したと、このように理解をしております。だから今回の交付金の骨格は、目指す方向は循環型社会づくり・脱温暖化社会づくりであり、地域計画の策定と協議会の組織化を義務づけ、循環型社会形成推進基本法が定めております、1番に発生抑制、次に再使用、そして再生利用、熱回収、適正処分の処理と、このような優先順位が大前提になると、このように理解をしております。

私は、環境省幹部職員の「交付金の背景をよく読みとってほしい。ダイオキシン特需時代とは異なり、2010年代、2012年と言われておりますが、このプライマリーバラ

ンスをとるということを前提とすれば、この交付金にあまり期待されては困るんだ」と、このような発言を直接耳にしております。本組合が目指します4市リサイクルプラザ施設建設事業が、容器包装リサイクル法に基づき、廃棄物処理施設整備補助金によって進めようとしておりました事業から、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会形成推進交付金によって進める事業に大きく転換をしたということの影響は想像以上に大きいという認識が必要であると、このように考えております。

そこで循環型社会形成推進地域計画の策定の進捗状況についてお尋ねをいたします。とりわけ、国が大きく変わろうとしている中で、新たに創設された交付金によって本組合は整備を進めるわけであります。不確定要素が極めて多く、慎重の上にも慎重な詰めが必要と、このように考えております。またあわせて、交付金交付の内示あるいはそれに近い確約が得られているのかどうか。このことについてもお尋ねをいたします。

次に4点目でございます。今後のスケジュールについてであります。行政報告参考資料に「今後のスケジュール」が掲載されております。しかし、事業の表面的な内容のみで、最も大事な、交付金交付にかかわる諸手続き及び施設稼働に至る日程が説明されてございません。交付金スキームに沿った事務手続きスケジュール及び施設本格稼働に至る整備スケジュールについてお示しをいただきたい、このように思います。

最後に住民合意手続きについてお尋ねをいたします。廃棄物処理施設整備計画の執行、また同施設整備にかかる起債発行につきましては、住民合意は大前提であります。従前から整備計画書提出の条件として、「アセス、用地取得等を勘案して確実に事業が完了できる事業であること」とされており、また起債発行条件といたしまして「用地取得の見通しが未定であるもの、住民の同意が得られないもの等については対象としないこと」と、このようにされております。交付金交付の要件として、住民合意は避けて通れない大きな課題であると、このように考えております。

平成17年4月25日に開催されました「住民説明会」の席上、柳沢・植田両委員から「計画地は非メタン系炭化水素によって高濃度に汚染されており、さらに悪化させる可能性のある本件施設を是認する合理的理由は見いだせない」との発言や、「判断を下すだけの知見と根拠がなかった。環境影響及び費用対効果も含めた代替案の比較検討が不可欠であると思われるが、本専門委員会においてこれらの議論はなされなかった」などと総合判断に否定的な意見も発表されました。また藤田委員長からは、「施設稼働の暁には、市民参加による監視チェックが必要」との見解が示され、会場から“施

設稼働後に、安全チェックの必要な施設の建設を、今なぜ是認するのか”との叱責があったと、このように記憶をしております。この日、4月25日は午後6時に始まりました説明会が、午後7時40分に打ち切られましたが、会場に詰めかけられました住民からもっと納得のいく説明を求める切実な訴えが聞かれたと、このように思います。

本施設建設に欠かせない条件と言えます「住民合意」につきまして、この説明会の開催によって交付金交付要件や起債発行許可要件を充足していると、このように考えておられるのか。またそうでないとするならば、今後の対応策についてお尋ねをいたします。

以上、大きく5点について質疑をさせていただきます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○議長（大槻 哲也君） 理事者から質疑の説明を求めます。中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 扇谷議員さんのご質問に順次お答えを申したいと思えます。

まず循環型社会形成推進交付金スキームにつきましてお答えをさせていただきます。2月10日の本組合議会定例会におきます行政報告で説明いたしました交付金制度につきましては、本年4月以降徐々に明らかになっております。具体的には平成17年4月11日付で環境省から「循環型社会形成推進交付金交付要綱」及び「同交付取扱要領」、さらに同月18日付で環境省から事務連絡でございますが、「循環型社会形成推進地域計画の作成の進め方について」などが示されたものでございます。それらの主なポイントといたしましては、交付金の対象は市町村、これには一部事務組合が含まれるとされております。2番目としまして、交付対象事業にリサイクルセンターが規定されております。3番目としまして、交付対象は人口5万人以上、または面積400平方キロメートル以上の地域計画対象地域を構成する市町村等となっております。4番目としまして、補助率は3分の1でございます。5番目としまして、循環型社会形成推進地域計画の提出が必要であるということになっております。6番目に、地域計画の作成にあたっては環境省と都道府県、関係市町村との意見交換をするための会議の開催が必要であること。それから地域計画の承認は審査を簡素化し、速やかに承認するなどでございます。そのような中、ただいま大阪府と地域計画の原案について事前協議中でございます。

次に2点目の4市リサイクルプラザ施設建設事業計画につきましてお答えをさせていただきます。本事業は従来の国庫補助事業から交付金事業に移行してお

りますものの、施設建設に関しましては、2月の定例会でお示しさせていただきました内容と現時点ではほとんど変更はございません。もちろん数字の置き換えをする必要がございます。今回、施設建設費の予算を計上させていただいておりますが、これにつきましては構成4市において施設建設を前提とした本組合の負担金が平成17年度当初で予算化されていること、また先ほど申し上げましたとおり、国からの交付金要綱等が具体的に示され、その手続きを進めることで交付金の内示を受けられることなど、建設事業の着手に一定のめどが出てきたことによるものでございます。

次に3点目の循環型社会形成推進地域計画の策定につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。私も国の政策及び動向は扇谷議員ご指摘のとおりであろうと理解いたしております。本事業は当初より国庫補助金を受けて実施すべく進めてまいりましたが、本事業は循環型社会形成を目指すものであり、まさしく同地域計画に位置づけられるべきものと考えております。交付金につきましては、環境省から本事業が地域計画に位置づけられれば交付対象になると聞き及んでおるところでございます。

次に4点目の今後のスケジュールにつきましてお答えをさせていただきたいと存じます。この6月中に私どもは循環型社会形成推進交付金にかかります地域計画につきまして、環境省と大阪府及び私どもの施設組合を含みます構成4市とで意見交換会を行い、6月中にその協議を終えたいというように考えております。この協議が終了しましたら、交付金の申請をしてまいりますので、申請後約1カ月、早ければ7月中には内示が示されるものと考えておりますので、内示後は建設工事にかかる入札、仮契約を行い、8月中には本契約にかかる組合議会の臨時会を開催させていただきまして、議決を得た後、本契約と工事着手を進めたく考えております。このスケジュールで進みますと予定どおりの進捗であると認識をいたしております。

次に5点目の住民合意形成につきましてお答えをさせていただきたいと存じます。近隣住民の皆様には当初より理解を求めているところでございますが、昨年度におきまして住民の皆様が感じておられる環境や健康に対する不安につきまして、その不安を取り除くために専門委員会を設置し、圧縮試験など検証を行ってまいりました。その結果、本年3月に報告がまとめられまして、本年4月25日には専門委員会によります報告会、同じく4月28日には周辺の30自治会の役員の方々を対象とした寝屋川市職員によります報告会をそれぞれ開催させていただき、不安の解消に努めてきてまいりました。また一方、昨年4月以来、住民の方々とは協議会を定期的に開かせていただいて、ご意見をお伺いしながら、一層のご理解を求めてきたところでございます。

さらに、今後も先に申しました専門委員会からの課題について、その実施・実現のため住民の皆様と協議の場を持ちたいと考えているところをごさいます、本事業に対する理解を継続して求めていくものでございます。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 扇谷議員。

○10番（扇谷 昭君） 再質疑を何点かさせていただきたいと思ひます。

ただいまご答弁をいただきました。私は誠意あるご答弁をお願いいたしました。お聞きしてございまして、この間平成17年2月10日以降に一定の進捗があったというもの、その中身が全く見えてこない、そういう答弁ではなかったかなと、このように思ひます。平成17年2月10日以降、確かに平成17年4月11日そういう通達等がございまして。しかし、その中におきましても交付金のスキームが本当に明らかになったのかといへば、十分明らかになってないというのが実態ではないかと、このように思ひます。私はこのように今回の補正予算の計上が、交付金スキームに関する状況がまだまだ不透明な中でこの交付金を使った衛生費、国庫補助金を計上なさったと、十分確証があるのかと、そのような確実に財源確保がなされる予算計上なんですかと、このようにお尋ねをしたところでございます。

そこで先ほど私の質疑に正面からお答えをいただけてないんです。交付金スキームの中で大事なことは協議会の設置、これは国、府、私どもですね、本施設組合における協議会の設置、それから地域計画策定にあたりましては構想段階からの協働と、ですから本来の協議はもう形式的なものでいいんだということになってございまして、その前段ではきちっとした協働作業として進めてまいりましょう。それから今回のこの交付金の中におきましては、もともと容り法に関する施設ということで進めてまいりましたが、今回私が最初に申し上げましたように交付金というもののそのものの位置づけが大変変わってきてございまして。その中で目標設定が迫られているわけですね。3Rということについて目標設定しなさいということで、この中の目標設定ということにつきましては搬出抑制、再使用ということについては、これは構成4市の領域なんです。そして本施設組合が担ひますこの施設建設は、いわばその3番目でありまして再資源化ということが私どもこの施設組合の担ひ領域なんです。そういうことではこのいわゆる目標設定ということをしよとすれば、これは本施設組合単独ではなかなかできないということになるんではないかなと、このように考えてございまして。

それから4点目の地域計画の策定でございまして。これは先ほど局長は地域計画の原案について協議中とおっしゃいました。私はびっくりをしておるところでございます。

そのことはあとでお尋ねするとして、この地域計画の作成ということにおきましては、構成4市の一般廃棄物処理基本計画との整合性と、これは避けて通れない課題だと、このように認識をしております。この循環型社会形成推進交付金の創設された経過をこれはよくよく承知しておく必要があるのではないかな。単に廃棄物処理施設整備補助金が循環型社会形成推進交付金に代わったんだという認識では、これは将来に大きな問題を残すのではないかな、このように憂うところでございます。三位一体の改革の中で地方6団体が補助金カットの1番手にこの補助金を挙げたことを踏まえて、昨年9月14日の国と地方の協議の場で環境大臣が廃止ではなく補助率の引き上げを逆に提案してまでこの補助金を死守しようという動きが国であったわけでありまして。ところが地方6団体をはじめとする各地方の理解が得られずに、結局環境省は白旗を揚げて、廃棄物行政は地方に任せましょうと、その代わり国は環境分野に特化して予算を投入してまいりましょうということで残されたのがこの交付金であります。交付金の目指す方向は先ほども申し上げましたが、脱温暖化社会形成であり、循環型社会形成であり、そして国はその将来に両分野の統一化を視野に置きながら、さらにはその延長線上に水素化社会を展望している、このように言われております。ですからこの交付金スキームの中で循環型社会形成は外せない観点なんですね。このことにつきまして私は平成17年4月2日に環境省大臣官房の吉田課長から直接そのような内容を聞かせていただくことができました。

そこで改めてお伺いをいたします。この私の交付金に対して本当に心配をしておるというこの厳しい認識について、施設組合の見解をお尋ねいたします。

また、3Rの目標設定並びにこの地域計画策定における構成4市との整合性をどのように図っていかれるのか。これも2点目にお尋ねをしたいと思っております。

次に先ほどの地域計画原案でございます。私は、事業計画はこの本施設建設を核とする交付金対象事業の全体像ができておるのかという意味でお尋ねをいたしました。端的に言えば国、府、そして本施設組合の間で協議するそのたたき台となる地域計画の原案の準備はできておるのですかと、こういう問いをさせていただいたのであります。そういう意味では先ほど現在協議中ということでございましたが、それでは改めてお尋ねをいたします。この地域計画の原案はできているのでしょうか。そしてもしあるのなら当然この補正予算を審議する議会に対して資料としての提示を、これは要求をするものであります。

そして次にこの平成17年6月、もう既に入りましたが、予定をしておられるという

お話でございました。環境省、そして環境省の地方事務所、そして大阪府、この本施設組合の協議の場の設定、これは最も喫緊の課題であると、このように考えておりますが、この開催のめどについて今一度お尋ねをいたします。

私は交付金の交付のめどが立たない段階で、このように平成17年7月にも入札を予定しておる。これはもう少し慎重を期してほしいなという立場に立っているわけであり、補助金事業、交付金事業のあり方の確認をするならば、原則、計画提出による事前協議と内示があつて、そういう財源の担保があつて事業計画にゴーをするということが原則ではないでしょうか。今回の事業の計画、本補正予算計上の前提としての事業計画のあり方、原則をいささか逸脱しているのではないのでしょうか。仮に最悪の場合、この交付金が仮にノーとなった場合、4市組合としてどう対処されるのか、お尋ねをいたします。

そして最後に住民合意手続きについてでございます。今もご答弁の中にございました。平成17年4月28日に寝屋川市30自治会の役員を対象に寝屋川市環境部が説明会を開催なさったということであり、平成17年4月25日の構成4市を対象とした専門委員会の答申を受けた住民説明会のあとの寝屋川市単独の開催、この開催の趣旨と、そして先ほど行われたということはお答弁ございましたが、その中で当日の自治会役員の皆様の意見集約についてお尋ねをしたいと思っております。住民合意形成につきましては、行政の徹底した説明責任の履行ということを私は従前からずっと訴えてまいりました。そしてそのことによって初めて皆様に理解と協力が得られるのではないかと、このように考えております。住民合意形成につきましても本施設組合が進めようとする事業の全体像が明らかになると、これは必須条件ではないでしょうか。交付金が要件とする地域計画の提示と、これは住民の皆様からの合意形成におきましても欠かせないものだと、このように考えております。4市共同でのこの事業の必要性が皆様に理解されて初めて住民合意は整うものと、このように私は確信をしております。この点からも地域計画原案の提示は大変重要な鍵ではないでしょうか。このことを重ねてこのことにつきましてはご要望を申し上げておきます。

以上、交付金スキームの目標設定、地域計画の策定について、それから循環型社会は外せない観点との認識について、交付金に対する厳しい認識についての当局の見解ですね。それから目標設定、地域計画策定における構成4市との整合性をどう図るのか、2つ目。3つ目が地域計画原案について、4つ目は国、府、当組合の協議の場の設定のめどについて、そしてこの交付金がノーとなった場合の組合の対処について、



そして住民合意形成における平成 17 年 4 月 28 日の説明会の開催の趣旨と、そして当日の自治会役員の皆様の意見集約、以上 7 点について再質疑をさせていただきます。

○議長（大槻 哲也君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 扇谷議員の再質問についてお答えを申し上げたいと思います。

まず交付金化になった理由と申しますか、補助金が廃止された経過というものにつきましては、ご指摘のとおりであるというふうに認識はいたしております。そこで私どもの今回の交付金の流れについてのご質問でございますが、まず地域計画の原案を大阪府にお示しをさせていただき、事前協議を行うということが前提にはなっております。先ほどのご答弁の中で若干言葉足らずでございましたが、過日私どもは大阪府に対しほぼ原案と言えるようなものをいったん提出をさせていただきました。その中で大阪府からご指摘をいただいて、現在再度私ども持ち帰りまして、構成 4 市に対し調整をさせていただくという部分が出てまいっております。ご指摘のとおり 3 R のいわゆるリユース、リデュース、リサイクルの 3 R のうち、2 R については全くもって構成 4 市の政策の問題であるということは間違いございません。私どもはリサイクルの部分でのこの担当する施設計画なり運営を担っていくということになりますので、ご指摘のとおり各構成 4 市の一般廃棄物処理基本計画と整合した、あるいはそれよりも踏み込んだ地域計画が必要になるということについて承知をさせていただいております。今後私どもは今、大阪府よりそういうご指摘をいただいておりますので、構成 4 市と十分協議した後に大阪府に対して改めて協議会の要請をしてまいりたいというふうに考えております。

それからその中で今 1 点は、この協議会の発議及び地域計画の策定は構成 4 市が行い、構成 4 市が行ったものを私ども組合が取りまとめて、大阪府等に最終的に提出するというようなことになろうかと思っております。したがって、たたき台の原案は先ほど申し上げたのは若干言葉足らずでございまして、大阪府の方から既にご指摘をいただいて、私どもで再度原案の修正をしていくということになろうかと思っております。

次に協議の場は大体いつ頃なのか、そういう約束はできているのかということでございますが、大阪府から私どもに入った連絡によりますと、先日そういうたたき台について環境省と若干話す機会がございましたということで、しかるべき時期に協議会を開催するということでの返事はいただいております。それから改めましてもう一度この施設に関しましては地域計画に位置づけられれば当然補助対象になるとい

うこととございます。

今1点、もしこの交付金がノーとなった場合というご質問でございます。私どもは基本的には交付金を必ずいただくと、交付金に採用していただくということで事業を進めておりますので、ご了解を賜りたいと存じます。

次に平成17年4月28日の寝屋川市主催の周辺30自治会を対象とする説明会、いわゆる専門委員会の報告会の趣旨はというご質問でございます。これは当日、確かに平成17年4月25日組合の方が総合センターの講堂において説明会を専門委員の立ち会いのもとにさせていただいたんですけども、十分な、要するに地域全体ということになり、いけたかどうかというような問題もございまして、いわゆるこの施設が建設される地元打上自治会をはじめ周辺30の自治会に対しまして説明会をなされたものでございます。すべての自治会の方々に徹底していただくということで、寝屋川市が自治会の役員の方々を集めて説明されたというふうに承知をいたしております。その場における意見の集約につきましては、恐れ入りますけども、私ども寝屋川市からの問題ですので、今手元に承知をいたしておりませんが、基本的には賛成、反対のご意見があったやに承知をいたしております。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 扇谷議員。

○10番（扇谷 昭議員） ありがとうございます。私は実は大変心配をしておるんです。そのことを原点として発言をさせていただいております。いみじくも今の局長のご答弁の中に、私の心配がそのまま答弁として返ってきているなというふうに理解をしております。例えば地域計画の策定であります。もう既に大阪府との協議の中でこの本施設組合が準備なされた原案とおぼしきものについてだめだよとされているわけじゃないですか。そういうことで、私はこの交付金が発足した経緯を踏まえればこれは極めて厳しいと。単に名前が変わったものであれば比較的スムーズにいくでしょうけども、国の大きなうねりの中に飲み込まれて、しかも先ほどご説明したような状況で生まれた交付金であります。私はかなり突っ込んだ内容というものを持ち込むことによって、分かりましたということになるのではないかとこのように考えておまして、そういうことから申し上げますと、まず構成4市のいわゆるごみ処理基本計画との整合性を図るということは、これはもう最低の必須条件ということでこのような指摘を受けたというご答弁だったと思うんです。

そして3Rについても当然であります。本施設組合の平成16年度の国庫補助事業の申請にあたっては、2Rについては別途考えとしか書いてないんです。何も書いて

ないんですね。当然なんです。本施設組合ではそれは領域として持ってないんですから、となればこのことについても構成4市との協議が要ると。しかも先ほどのご答弁によりますと、この発議は施設組合がするのではなくして、構成4市が発議をして、それを取りまとめるのが本施設組合だというご答弁を今はいただきました。これは構成4市が動かなければこの施設組合の建設事業が動かないということじゃないですか。そういう答弁をする一方で、交付金は必ずいただくんだ。精神論を述べて議会で発言してもらっては困るんですよ。本施設建設を進めていくということであればなおのこと、その制度的な担保についてきちんとしてご説明をいただく中で、私たちこの議会の中で議論をしていくということであれば、大丈夫、心配せんといってくださいということを受けて、分かりましたと言える、そういう議会は成り立たないということをお訴えたいのであります。

地域計画の原案もないと、それからもちろん交付金事業としての内示もないと。補正予算計上の前提が整っていない中での補正予算計上、これは極めて遺憾であります。本事業を確実に進めていくためにも、今ここで拙速にことを進めるべきではないと、このように私は考えます。昨年12月と同じ轍を踏んではならないとの立場から、交付金スキームの全体像が明確になるのを待って、交付金事業として国の内示を受け、進めることが肝要と、このように考えます。何としても交付金はいただくんだということではなくして、交付金を確実にいただけるという、そういう制度的な担保というものを本施設組合はそのことに向けて取り組みが最優先課題としてなされるべきではないかと、このように考えます。

今、本施設組合に課せられた任務は、構成4市と連携の上、この交付金スキームの要件を満たす作業こそ急がなければならないのではないのでしょうか。平成17年4月25日の説明会の席上、組合は閉会のあいさつの中で、後日必ず喜んでもらえる施設にする。また、全国に誇れる施設建設を責任を持って進めると、このように締めくくられました。私はこのように聞かせていただきましたが、施設建設の根拠となる地域計画の原案すらできていない。また、財源確保の観点からは交付金の内示による確実な担保がない。さらに住民合意形成がまだまだ不十分である。この状況が果たして責任を持って進めると言える状況でありますでしょうか。今、本施設組合として私は正念場を迎えておると、このように考えております。今こそ拙速な行政執行に走るのではなく、仮に今後のスケジュールに若干の変更が生じて、確実に課題をクリアしていくことが求められているのではないのでしょうか。私は国庫補助事業不受理という苦い

教訓を踏まえ、万が一にも同じ過ちを繰り返すべきでないとの考えから、管理者に改めて熟慮をお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（大槻 哲也君） 馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） ご答弁を申し上げます。大変議員の皆様方にご心配をおかけいたしておるところでございますけれども、しかしながら今後早急に地域計画を策定する手筈あるいは構成4市と協議を整えたい。そして交付金獲得には最善の努力をしまいたいと、このように考えております。どうかひとつ私どもの熱意をご理解いただきたいと、このように思います。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 次に坂野議員の質疑を許します。13番、坂野議員。

○13番（坂野 光雄君） 交野の日本共産党市会議員の坂野光雄です。質問通告の交付金の問題は今、扇谷議員の方から十分質問もされておりますので、それは省きまして、私の方から環境問題について質問の方行っていきたくと考えております。

この補正予算に施設建設費が含まれていますが、私はまだ施設建設する、そういう状況には至っていない、このように考えております。特にこのごみ処理施設だからこそ環境の問題に十分配慮する、そのことが求められております。この間に2つの環境報告書が出されております。1つは生活環境影響調査報告書、もう1つが専門委員会の報告書、この2つが出されておりますが、その中でまず第1に複合汚染の問題について最初にお尋ねいたします。

専門委員会の柳沢先生の意見書においても、予測され、予定される環境変化要因として第二京阪道路、民間のプラスチック工場を挙げており、複合的な汚染が指摘されております。沿線住民の方にとっては生活への影響、健康被害は4市リサイクル施設だけでなく、ほかの施設などの影響も受けます。住民の立場に立つなら、複合的な汚染に対する調査が必要と考えます。昨年11月の生活環境影響調査報告書、この報告書では4の48ページに第二京阪道路などの供用による影響を考慮した予測結果というのが示されております。第二京阪道路とそして民間のリサイクル施設を、そして4市の廃プラの処理施設、この3つの施設でどのように複合汚染が生じるのか、この問題の予測をしております。予測項目は非常に少ないです。大気汚染においては二酸化窒素、浮遊粒子状物質、騒音、振動、非常に少ない項目ですけれども、環境影響調査報告書では複合汚染の問題について調査を行っております。私は当然施設組合としてはこの複合汚染の調査が必要と判断して調査を行ったのと考えますが、その考えをお聞かせください。

2つ目は、専門委員会の柳沢先生の意見において、非メタン系の炭化水素が寝屋川市は大阪府下の他の市町村に比べて高濃度に汚染された地域である、こう指摘しております。大阪府下 17カ所の一般大気測定局の中で寝屋川市は非メタン系炭化水素の平均値が堺市三宝地区に次いで第2位である。寝屋川市での非メタン系炭化水素濃度は環境省の環境保全目標値を年間 285日、これは 0.2ppmC から 0.31ppmC の範囲、これでは年間 285日を超えており、また 0.31ppmC の基準、0.2 から 0.31ppmC のこの間では 175日超過していると、こういう指摘をしております。最大値は 1.45ppmC ということで環境保全目標値の 5倍程度の汚染状況であると、こう指摘しております。さらに、この非メタン系炭化水素は第二京阪道路からも発生し、民間のプラスチック工場からも発生し、そして本件の施設からも発生する、このように指摘されております。非メタン系炭化水素はどのような物質なのか。また、生活や健康にどのように影響を与えるのか、お聞きいたします。

3つ目は、4市リサイクル施設組合のホームページが平成 17年 6月 1日から立ち上がりましたが、これからどのような内容を掲載しようとしているのか。このホームページに住民の意見をどのように掲載しようとしているのか。この点についてお伺いいたします。以上です。

○議長（大槻 哲也君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 坂野議員のご質問に順次お答えを申し上げたいと思います。

まず最初に複合汚染ということでのご質問でございます。私どもはこの専門委員会の中で複合汚染について一定の考え方を専門委員会報告ということでもいただいております。まず現在の立地予定場所における他施設との相加的な環境影響を考慮すべきであるとの意見が植田委員及び柳沢委員から出されましたが、多くは現在の環境省の環境影響評価制度に準じて施設ごとに影響評価する本専門委員会の方法が現在取り得る最善策であるということでもいただいております。先ほどご指摘をいただいております生活環境影響調査における私どものアセスメントの第2京阪道路の交通量を廃棄物運搬車両の走行ということで一定できておる施設ということで予測をいたしたものでございまして、決して複合汚染ということでの考え方ではございません。

次に非メタンについての柳沢先生のご意見についてのご質問でございます。柳沢先生のご意見は、非メタン系炭化水素いわゆる揮発性有機化学物質の発生論について、どうもこの意見書には事実誤認があると私どもは思っております。本件施設計画の現

況で既知あるいは未知の化学物質が貯蔵施設及び圧縮施設から大量に発生することが予想されるとしているが、専門委員会の行った実験結果では発生する揮発性有機化学物質の濃度は発生源で既に環境基準と同等またはそれ以下のレベルでございまして、大量という表現は全く不適切でございます。実際に専門委員会報告書資料7で未知物質まで含めた試算でも廃プラスチック1トン当たりの発生量は13gでございまして、1日40トン、365日処理したとしても活性炭処理した場合、排出量は年間19kgと試算をされます。これが現在、環境省がVOC発生施設の規制量と、規制対象として想定している下限値、年間50トンと比較すると1000分の1以下でございまして、発生源としては極めて小規模であることは明白でございます。発生した化学物質の除去についても吸着実験で90%以上除去されることが確認されてございまして、具体的な反証データを示さずこれを否定することは、科学的な意見とは私どもは理解しがたい。今回の柳沢先生の意見書につきましては、実際には専門委員会の中では議論をしなくていいということで、柳沢先生個人のご意見をお述べになっているに過ぎないというふうに認識いたしております。

次に4市のホームページでございまして。4市のホームページにつきましては平成17年6月1日付で北河内4市リサイクル施設組合のホームページを公開いたしております。内容は、管理者のあいさつ、(仮称)北河内4市リサイクルプラザ施設概要、ごみ処理を取り巻く社会的状況、リサイクルの必要性、整備計画、施設概要、専門委員会報告書を掲載させていただいております。今後の運用につきましては、ITの特徴を生かした運用をすべくさらに検討を進めてまいりますので、よろしくようお願い申し上げますと存じます。以上でございます。

○議長(大槻 哲也君) 坂野議員。

○13番(坂野 光雄君) まず最初の複合汚染の問題ですけれども、これは生活環境調査報告書では、第二京阪道路、そして民間のプラスチックの処理工場、そして4市のリサイクル施設、この3つの施設の影響をどうなんかということで調査してると。複合汚染というのはいろんな施設がある中で、その施設が全体としてその地域にどういった影響を与えるのかということ、このことを調査するのが複合汚染の調査なんですね。この生活環境調査のところでは、項目が先ほど言いましたように非常に少ないです。大気汚染の二酸化窒素と浮遊粒子状物質、騒音、振動、これも複合汚染として調査してるといふことなんですね。まずそのことを認識する必要があるんじゃないかと。複合汚染なんです、これは。これを調査してるんです。

もう1つの専門委員会の方では、先ほどの話では専門委員会の先生は施設ごとの評価が最善だと、これはなんちゅう話ですの。これは誰が考えても3つか4つの施設があったら全体でどういう影響出てくるかということで評価するのが、これが最善なんです。3つか4つの施設を評価しなければならないけども、能力がないからできないと言うんだったらまだ分かりますよ。最善というのは、これはなんちゅうことですか。施設組合としてこういう複合汚染について調査する必要があるんかないんか。まず組合の立場をはっきりさせてください。

それから非メタンの問題ね。非メタン系炭化水素、これは寝屋川のところでは環境基準を超えてるとというのが事実なんです。その上に3つの施設からこれがまた発生してくる。環境基準を超えている上に、この3つの施設からこれが出てきたら、今よりもっとひどい状況になるというのは明らかなんですよね。私が聞いたのは、これが人体にどういう影響を与えてくるのか。そのことを聞いたんですけども、その答弁はなかったわけなんです。この非メタン系炭化水素、これは光化学オキシダント、これは光化学スモッグの原因になっているんですね。光化学オキシダントを発生させる原因であり、そしてまた今、肺がんのもとと言われている浮遊粒子状物質(SPM)、これの原因物質とも言われているんですね。今、寝屋川でこれが基準を超えているという、この認識をきっちり持っていく。このことが必要だと考えます。

この非メタンの炭化水素、そしてそこから発生してくる光化学スモッグの原因である光化学オキシダント、これの環境調査、環境予測が、これが専門委員会でもされていないし、そしてまた環境調査報告書でもされていないわけなんです。環境調査の報告書では、2-9のページのところに、関係法令による指定及び規制状況ということで環境基本法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づき大気汚染、水質汚濁、地下水の水質汚濁、騒音及び土壌汚染について環境基準が設定されていると。その中で大気汚染にかかわる環境基準として、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、二酸化窒素、その他ベンゼンとかいろいろあります。こういうものが大気汚染にかかわる環境基準として設定されており、そして寝屋川市役所の測定局においても毎日こういう物質が測定されているわけですね。ところが今回の環境報告書では光化学オキシダント、これの評価が省かれておるわけなんです。非メタン系炭化水素からそれが光化学オキシダントの光化学スモッグの原因となってくる。だから今この光化学オキシダント、これも寝屋川では環境基準を超えているわけなんですよね。そういうところをきっちりとまず施設組合が調査を行って、どうなるんかという

ことを明確に示していく。このことを抜きにしてどうして市民の方が健康被害が安心なんだ、こういうことになるのでしょうか。

だから私はこの複合汚染の問題、専門委員会として再度専門委員会を結成して、化学物質に対する複合汚染の問題、そして環境調査報告書の中で漏れている光化学オキシダントの問題、こういう問題を再度調査していく。このことが必要だということで、このことを求めたいと考えてます。ご見解をお聞かせください。

○議長（大槻 哲也君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） まず私もが行った生活環境影響調査についての基本的な考え方をお示し申し上げたいと思います。この生活環境影響調査は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、本事業計画地周辺の環境の現況を把握するとともに、本事業の実施が生活環境に及ぼす影響について環境省の基準に基づいて予測分析を行ったものでございます。したがって、この法律の中で先生ご指摘のような複合汚染について、あるいは非メタンについての調査項目というのはございません。私どもは住民の皆様が健康についていろいろご心配をいただいている状況を承知いたしましたので、昨年、専門委員会を設置していただいて、この施設が付近住民の皆様の生活にどのような影響を与える可能性を持っているかということについて調査をした結果、本年3月に専門委員会報告ということで専門委員会の報告をいただいたものでございます。その総合判断によりますと、計画中の廃プラスチック類圧縮梱包施設から発生すると予想される有毒なガスについては小さな値であるが、施設の環境安全を考慮して設置される換気設備及び排気浄化用の活性炭吸着塔を通過させれば、トルエン換算値で90%以上除去できることから、排気中に残存する物質はごくわずかであり、周辺環境にほとんど影響を与えないという判断をいただいたものでございます。

さらに寝屋川市の大気汚染は現状でも悪く、非メタン系炭化水素、光化学オキシダント等、府内2番目という化学物質の高濃度地域であるというご指摘でございますが、国においては平成16年5月に大気汚染防止法を改正しまして、光化学オキシダント等の原因物質である揮発性有機化合物（VOC）の排出規制を平成18年春に施行予定でございます。規制対象としては塗装、接着、印刷、化学製品製造、工業用洗浄、VOCの貯蔵等の施設で、年間排出量が50トン以上を想定されております。寝屋川市においてもこうした規制の導入により今後、現況よりVOC排出量の削減が期待できるものと思っております。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 坂野議員。



**○13 番（坂野 光雄君）** まず最初に、この環境省がそういう項目を調査するということを決めていないと、環境調査の項目に入っていないというみたいな、そういう答弁をしたんですけども、そういう文章あります。私は手元に環境省の生活環境影響評価の調査の指針、この中にどういう項目を調査しなければならないかと定められていますね。ところが、これの最後のところに焼却施設、最終処分場以外の廃棄物処理施設の生活環境影響調査は、当該計画施設の種類、規模及び処理対象となる廃棄物の種類、性状を考慮して生活環境影響要因を抽出し、さらに地域特性を勘案して生活環境影響調査項目を選定すると、こうなっているんですね。だから限定はしてないんですね。ここの施設組合がどういう調査項目をしなければならないのかということ判断したらいい問題なんです。だから今、専門委員会の方からも柳沢先生の方から非メタン系の炭化水素の問題指摘されていたら、この問題に対してきちんと対応していく。調査、予測していく。このことが施設組合の責任だろうと考えます。それが 18 年度に今おっしゃったそういう規制がある。あったとしても、その規制によってどのように変わっていくのか。この調査なくしてこれが提言していくのかどうかも不明であるし、科学的な調査を求めていきたい、このように考えます。

こういう複合汚染の問題、そしてまた非メタンの炭化水素の調査、これも行われていない。こういう状況では住民の健康に責任を持てる状態でない。だからまだ住民の方の納得と合意が得られないという状況が続いているものと考えます。今、施設組合が行うことは、施設建設の予算を計上することなく、十分な環境影響調査を再度行っていく、このことであるということを示し添えて、質問を終わります。

**○議長（大槻 哲也君）** 次に岸田議員の質疑を許します。11 番、岸田議員。

**○11 番（岸田 敦子君）** 議席 11 番、日本共産党四條畷市会議員の岸田敦子です。私からも通告をしておりますので、それに沿って質問をしたいと思っておりますけれども、幾つか重複する部分がありますので、複合汚染の部分、また専門委員会の報告会のあり方について、この点については若干質問の角度を変更させていただきたいと思っております。

今回の補正予算は施設建設費にかかわる内容ですので、施設建設にあたっては専門委員会の報告というのが非常に重要であるため、専門委員会の報告についての施設組合の見解をまず問いたいと思っております。

1 つは、この報告書の総合判断としては、「計画中の廃プラスチック類圧縮梱包施設から発生すると予想される有毒ガスは小さな値であるが、施設の環境安全を考慮して

設置される換気設備及び排気浄化用の活性炭吸着塔を通過させれば、トルエン換算値として90%以上除去できることから、排気中に残存する物質はごくわずかであり、周辺環境にほとんど影響を与えないと判断される」というふうにされています。そして検討内容として、モニタリングの継続実施や活性炭の交換、情報公開の徹底が必要とされています。

ここで問題にしたいのは活性炭についてです。委員会の報告では「収集された廃プラスチック類はばらつきが大きいいため、施設並びに周辺地域でのモニタリングの継続実施とその表示、それによる速やかな活性炭の交換」と書かれています。この文章からしますと、モニタリングの実施を続け、有毒ガスの値が高くなってきたら活性炭を交換すべきというふうに読み取れますが、少数意見として、活性炭の交換は「活性炭の破過についてさらなる検討を行って、交換時間を決定した後に設計すべきである」というふうな意見も出されています。専門委員会の中でも問題になっていましたが、新しい活性炭と中古の使われた活性炭で化学物質の吸着がどう違うのか、きちんとした実験を行って、活性炭の量や種類などを決めていくべきではないか。こういった実験についてはどうお考えか、お聞かせください。

また、活性炭の費用や設備費は当然建設費の中に入っているのですね。その費用を幾らと見積もっておられるのかもお聞かせください。

そして専門委員会の資料に資料8として、脱臭設備費について9社も見積もりの資料があります。これらの見積もりは、活性炭の使用量からその料金まで非常にばらつきがあると感じますが、これらの9社は廃プラスチックの圧縮梱包での化学物質の除去という点でそれぞれ実績のある会社なのか。この見積もりは数字だけであって、何をもとに各社が算定したのか。その基準が分からない状況ですので、それぞれについて何を基準にこの数字が出されたのか、その内容の提示が必要ではないかと思うのですが、いかがですか。

また、少数意見とされていますが、住民が最も論議してほしい問題がこの少数意見の中に書かれています。「代替案の比較及び費用対効果を論議することが施設建設を決定するには不可欠であり、その論議がなされていない現状では施設建設を容認することは時期尚早」だということと、また「立地予定場所における他施設（第二京阪、プラスチックリサイクル施設など）との相加的な環境影響を考慮すべきである」こういったことが書かれております。この専門委員会の報告では、4市のリサイクル施設から発生する化学物質について不十分ながらある程度の実験がなされたものの、住民が

問題にしている複合汚染、いわゆる4市の施設だけでなく、第二京阪や民間の廃プラ施設も含めた安全性の検討が全くなされていないことが大きな問題であると考えますが、住民が最も心配しているこの問題について、またそのほかにも少数意見としての意見書が添えられていて、立地場所の検討、プラスチックの処理法の検討など、4市リサイクルプラザのあり方をも変更する必要があるのではという指摘もあります。少数意見ではありますがけれども、この指摘を本組合として検討すべきだとお考えでしょうか。それとも検討に値しないと考えておられるのか、ご見解をお伺いします。

そして最後に専門委員会の報告会のあり方についてですけれども、あの専門委員会が行った報告会、私も行かせていただきました。そして先ほど平成17年4月28日の住民説明会、このご説明もありまして、これは私は行かせていただいてないんですけども、これら説明会を行ったということで施設組合として十分住民の納得は得られたと思っておられるのか。その点についてお伺いしたいと思います。

○議長（大槻 哲也君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） まず活性炭の量及び種類についてのご質問でございますが、一般に活性炭は破過点に達するまで化学物質を吸着していくと考えられておりまして、これを見極めるのが重要なポイントでございます。これは全くもってエンジニアリングの問題でございます。各メーカーでは様々な試験を行い、把握に努めておられます。私どもは各メーカーが把握をいたしましたデータを可能な限り収集をいたしまして設計仕様に反映させていきたいというふうに考えております。また、種類につきましては実験に使用した普通炭といわれる最もポピュラーな活性炭でございますが、90%以上除去できるという結果が出ておりますので、再実験を行う必要はないというふうに考えております。

次に活性炭の設備費及び見積業者の実績についてでございますが、活性炭にかかる設備費につきましては集塵設備工事に含まれておりまして、概算で5000万円程度ということになっております。次に見積業者の実績につきましては、9社ともプラスチック圧縮梱包処理施設の整備実績のある業者を選定しております。また、算定基準につきましては各社が持っているノウハウやこれまでの整備実績等により算定されているものと認識いたしております。

次に少数意見の取り扱いについてのご質問でございますが、これらの意見につきましては専門委員会の内部の議論は不要であるということで、提出をされた委員個人のご意見でございます。

第二京阪道路等の複合汚染について、組合といたしましては環境省の環境影響評価制度に準じて施設ごとに影響評価をする方法が現在取り得る最善策であるとの専門委員会の報告を受けて進めております。

次に立地場所の検討でございますが、これまでに立地場所の検討を重ねてまいったわけでございます。議論をされてきたわけでございますが、建設予定地は市街化調整区域でございますが、周辺には民家が集中しておらず、また周囲は道路と河川に囲まれているため、将来的にも周辺に与える影響は少なく、寝屋川市域では当該地が最適と判断をいたしております。

次にプラスチックの処理方法につきましても、資源の有効な利用を図る見地から施行されました容器包装リサイクル法が完全施行されましたので、この法律に示されている処理方法によるものでございまして、処理方法につきましても再検討はいたしませんので、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。

専門委員会による住民説明会についてのご質問がございました。この質問につきましては当初の住民の皆様は杉並病と同様の被害を受けるのではないかと住民の不安は一定解消がなされたとの認識をいたしております。今後もさらに説明会等の要求がございましたら、私ども組合としまして対応をしてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと存じます。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） 再質問させていただきます。まず活性炭の問題ですけれども、実験で普通炭で90%除去できるということが確認されたということで、改めて実験を行う必要はないというように言われましたけれども、この実験では確かごみ袋に入れたまま圧縮した、そういう状態で化学物質がどれだけ発生するかと、そして除去できるかということがなされたのではなかったでしょうか。実際にはこの施設の工程では袋から出して、それを圧縮梱包すると、そういうものではないんですかね。この認識に対してご意見いただきたいのと、そうであればやはりそういった実験結果と実験内容と実際の状況と違う状況になる、そういったことも予測されるので実験が必要ではないかと思うのと、また杉並では活性炭を装着したことによって逆に増えた物質というのがあります。それについてはご存じのところだと思いますけれども、こういったことからやはり住民の方々も実際に実験を行ってこの活性炭の量どれぐらい要るのかということをはっきり示していく必要があるのではないかと。そういうことも要望として出されておられますので、こういったことをぜひ必要であると考えますが、

いかがでしょうか。

そしてまた活性炭のメーカー各社、データを収集してということで、収集してということであれば今現在は手元には持っておられないということなんですね。収集されたらこれを公表していくお考えはあるのでしょうか。それも伺います。

そして9社の見積もりに対して、廃プラスチックの圧縮梱包での化学物質の除去という点で実績あるというふうにお答えですけれども、これについては悪臭対策として用いられているそういう活性炭ではなく、化学物質を除去するために使用されているものかどうか、はっきりとした実験結果をこれも収集して公表していくべきではないか。同じ角度ですけれども、そのように思います。そしてこれも住民に示すべきではないか。そしてそのデータでは化学物質の除去が何%になるとされているのか。今現在分かっている範囲があればぜひお示してください。

そして先ほど坂野議員のお答えの中でも柳沢委員が専門委員会で示された意見書について、専門委員会の議論は不要であるというふうにおっしゃられたという、そういうお答えを先ほどもされていましたが、これはいつどのような場で言われたのか、ぜひお聞かせいただきたいと思います。

報告書では少数意見というふうな書き方になっていて、さもこれが重要でないというふうな扱いになっていますけれども、住民の方々が知りたいのはこの少数意見に書かれていることなんですね。複合汚染の問題、そして立地場所の問題、処理方法、コスト比較、費用対効果、こういった検討が具体的になされていない中で、住民にどう納得せよというのかと思います。住民の方々がこういったことが本当に明らかになっていない中で納得できないのは当然だというふうに私は感じます。少数意見を切り捨てる、そんなやり方で住民の納得など得られるはずがないと思います。少数意見を切り捨てるという問題で言えば、寝屋川市の広報、これ私も見せていただいたんですけども、平成17年6月1日付の広報で、今日も守る会の方がお配りしていた中身ですけども、その表題が「専門委員会が周辺環境にほとんど影響を与えないと判断」というふうに書かれて、文章の内容で、総合判断で周辺環境にほとんど影響を与えないとされました。平成17年4月25日には市立中央公民館講堂で専門委員会から住民への説明会が行われましたというふうに書かれておまして、これについては少数意見でこんな意見がありましたということも一切触れられていませんし、その説明会ではこんな様子でしたということも全く何もないと。多数決という民主主義のルール、これは一定大事なことではありますけれども、住民の命や健康、そして環境問題に関し

て多数決だということのみでなく、科学的な調査をとことんした上でこれなら大丈夫、市民の健康や環境に影響がないと、そういう市と住民の納得のいく判断ができたものを作っていかなければならないのではないかと思います。特にプラスチックの圧縮梱包により化学物質の発生が確認された。これはこの専門委員会が設置された重要な意義あったことだと思います。そういったことからより慎重にそういう手順を踏んでいく必要があると思います。科学的調査や疫学調査、これも住民の方求められていますけれども、住民の納得のいくまで行っていく、こういうことを強く求めますが、いかがでしょうか。

そして処理方法、この問題については環境省が平成17年5月26日に自治体のごみ処理方法の原則を定めた廃棄物処理法に基づく基本方針を改定したという記事が新聞に掲載されて、この中でリサイクルされない廃プラスチックは自治体によって扱いが分かれていたが、可燃ごみとして焼却処分することを求めたということが新聞報道で書かれています。こういったこと、環境省の方向転換といいますか、そういうことも出されている中でやはり処理方法についても今後一定検討を加えていくべきではないのかということも含めて、ぜひ住民の皆さんの要望する内容でご検討いただきたい、そうと思いますが、これについてもお答えよろしく申し上げます。

○議長（大槻 哲也君） 間もなく午後4時であります。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。ご了承願います。中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） まず1点目の大阪府立産業技術総合研究所におきます圧縮試験についてのご質問でございます。ご指摘のとおり私どもはビニール袋に入れて1kgのごみ試料を圧縮しております。しかしながら、ご指摘いただいているような可能性というものを配慮いたしまして、すべてのこのビニール袋に大きく非常にたくさんの穴を開けて、要するに1つ1つ出されたのとあまり変わらない状況を用意して6回程度順次圧縮をしていってデータを収集いたしておりますので、この実験については科学的であるということのご理解は専門委員会にもいただいておりますので、よろしくお申し上げたいと思います。

次に活性炭の能力に関して収集したデータを今後分かれば公表していくのかというご質問をいただいております。私どもは今、活性炭メーカーとプラントメーカーいずれにもこのデータの公表を求めておりますが、何分にも各社のノウハウにかかる問題ですので、私どもにいただけたとしても公表できるかどうかというのは別の問題であろうかと思います。今後、業者の方に調整できれば調整をしていきたいというふうに

は思っております。

次に柳沢先生の個人の意見として専門委員会での議論が不要ということについての発言でございます。これは第6回の専門委員会の中で最終的に意見の取りまとめをされる段階で柳沢先生の意見書については個人の意見である。委員会で読み上げるが、議論は不要である。コメントをいただくのはありがたい。なお、報告書の鏡のところで私の意見書が別紙の形で提出されていることを付け加えてほしいということで、議論がなされておきませんので、ご承知おきいただきたいと思います。

次に1点飛ぶかも分かりませんが、処理方法について新聞報道のご意見がございました。処理方法についての新聞報道につきましては、前提条件として容器包装リサイクル法での容リプラスチックを除きという前提条件が付いてたというふうに思っておりますので、ご承知おきいただきたいと思います。以上でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（大槻 哲也君） 岸田議員。

○11番（岸田 敦子君） 私もこの施設組合にかかわる専門委員会やまたこの議会など傍聴を大体行ってきました。その中でやはり住民の方が本当に心配されている問題、それが環境、そしてご自分たちの健康の問題だと思います。私も四條畷清滝に住んでおりますので、本当にひとつごとではないというようにも感じております。そういった中でやはりまだまだ住民の皆さんの心配、不安は払拭されていないというふうに感じるんですね。それは寝屋川市長にも届けられております。「廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会」この守る会から寝屋川市長あてに、そして施設組合にももちろん届けられていると思いますけれども、北河内4市リサイクル施設組合における専門委員会についての見解というのが届けられておきまして、これは平成17年4月28日の住民説明会が行われた後、平成17年5月19日付で出されているものですよね。その中での見解として、この専門委員会の中身には全くもって納得できないというような角度で書かれております。

少し紹介させていただくと、専門委員会は欠陥蓄積委員会の相を呈してきました。最終的には現状の掌握データに乏しく、代替案の提議も見送り、基本問題の数々を積み残したまま、極めて安全性の課題には何の現実性をも見通せないまま終わってしまったということで、積み残しの問題は植田委員、柳沢委員の意見書に懇切に論じられており、これだけの問題が挙げられている以上、寝屋川市はこれにどう対処すべきか、きちんと誠実に対応してほしいというような要望書が届けられています。本当に住民

の皆さんは住民の健康を守って、環境悪化を防ぐことを市の最重要責務としてやるべきだと考えておられます。そしてこの守る会には7つの自治会の代表の方も名を連ねておられますし、そういった中でやはりまだまだ住民説明会が行われた後でもこうやって納得いかないという声が上げられていく中で、本当にこの施設建設をこのまま進めていいのかどうか。住民合意はまだまだ得られてないということを痛切に私は感じます。専門委員会の報告というのはそんな住民の不安が払拭されるものではないということで、ますます不安を増大させているものであり、住民の納得は到底得られていない。真に住民の健康を守って環境の悪化を防ぐには、建設の入札に入る前に再度専門委員会を立ち上げて、安全性について再検討をする。または代替案の比較検討、そして費用対効果を検討し直す。あるいは住民の命と健康を考えて建設を断念するなど英断も図られる必要もあるのではないかと、こういったことも指摘をし、質問としたいと思います。

○議長（大槻 哲也君） 次に石村議員の質疑を許します。5番、石村議員。

○5番（石村 淳子君） 日本共産党枚方市会議員の石村淳子です。今年度初めて北河内4市リサイクル施設組合議会の議員となりましたので、過去の経過など分からない点もありますので、既に審議されたことも再度お聞きすることもあり得ると思いますが、その点はお許しいただきたいと思います。また、既に何人もの議員さんが質問されておられますので、かなり重なる分もあると思います。しかし、少し観点を変えて質問をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

まず一番最初に扇谷議員がご質問されました交付金の問題です。今回の補正予算の11億7460万4000円、このうちリサイクルプラザの施設建設費として11億7245万1000円が計上されています。この建設費の内訳については参考資料にもありますように各市の負担金が6959万4000円、地方債が7億1400万円で、残りの3億8800万円が国庫補助金、交付金となっています。全体の約33%にあたるわけですから、大変大きな額になるわけですね。この交付金についてなんですけども、先ほど循環型形成推進交付金として国から交付されるというふうにお聞きをしました。具体的に本当にこの申請手続きが行われたのかどうかということ、これがもうひとつ明確でないので答えていただきたいんです。その際、先ほど事前協議を行って、地域計画の案を、原案を示して今協議中だと、そういう話をされましたが、その地域計画につきましても、この申請する際の地域計画等につきましてもどんな資料を出されたのか。その点についてお示しをいただきたいと思います。



また、この補助金については昨年度の12月議会まではこの補助金は2分の1だというふうに言われていましたね。ところが、これがだめになったと。そして今度は先ほども言いました循環型の推進交付金で申請をすると。交付金になりますと3分の1になるわけです。2分の1と3分の1では各市の負担も本当に大きく変わってきます。これは従前の議会でお話があったんだろうと思いますが、なぜ3分の1になったのか。本交付金が本当に見通しが持てるのかどうか。これについて再度ご答弁をお願いいたします。

2つ目に住民合意についてです。既に土地取得は100%取得したと、こうおっしゃっております。繰越明許費としても計上されているわけなんですけど、この本施設建設費も含めて住民の皆さんはなぜこの打上地区の市街化調整区域にリサイクル施設を建設するのか。また、環境問題や複合汚染の心配などいまだにこうした不安を抱えて反対をされています。8万もの反対署名が2度にわたって市へ提出されたということも聞いています。さらに各市で行われた都市計画審議会では11名の委員が反対もしくは保留としています。市民からの意見書も202件のうち198件は反対の意見書です。こうした中で今回施設建設を予算化することは、本組合として住民合意が取れたと判断をしておられるのかどうか。このことについて見解をお尋ねいたします。

以上、2点の質問をさせていただきます。

○議長（大槻 哲也君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） まず1点目の補正予算の計上時期と循環型社会形成推進協議会についてのご質問でございます。循環型社会形成推進交付金制度においては、一部事務組合が循環型社会を形成するための基本的な事項を内容とする循環型社会形成推進地域計画の作成が必要となります。この地域計画の作成につきましては環境省、大阪府、関係4市と意見交換を行う会議を開催することとなっております。この意見交換会が議員ご指摘の協議会ということになるかと思えます。

交付金申請の流れといたしましては、地域計画の原案を大阪府に提示し、事前協議を行い、日程調整後、環境省、大阪府、構成4市、リサイクル施設組合にて意見交換会を開催し、付加意見があれば修正し、提出した段階で協議終了ということになります。すなわち、地域計画の承認が交付金申請ということになり、内示をいただくということになるかと思えます。よって、この協議が完了した時点で交付金申請はおおむね完了することとなりますので、今回、補正予算の審議をお願いしておる次第でございます。

具体的に申請の手続きが行われたのかどうかというご質問でございます。先ほど扇谷議員のご質問にお答えいたしておりますように、私どもはいったん大阪府に原案を提示いたしました、その原案が不十分ということで、今後関係4市と調整をしながらさらに推進計画を策定してまいるということになるかというふうに思っております。

次に2分の1と3分の1の問題がご指摘をいただいております。これも同じく扇谷議員のご質問の中でございましたように、従前の廃棄物処理施設の補助制度が平成16年度で廃止となっております。この廃止の理由は、先ほどおっしゃられましたように地方6団体が要らないということでご指摘がされて、環境省の方が循環型社会にシフトするということで交付金化されたということでございます。その中で従前、本来4分の1であった補助金が今回3分の1という形に変わっております。その中でなぜ2分の1だったのかと申し上げますと、公害防止区域等の指定がある市町村については4分の1のかさ上げがございましたので、2分の1であったものが今回3分の1に変わっておりますので、よろしくごお願い申し上げたいと思います。

次に住民合意に関するご質問でございます。先ほど来お答えを申し上げておりますように、私どもは当初住民の皆さんと協議をする中で杉並病の危険があるというご指摘をいただきました。この杉並病の危険性について私どもが可能な限り調査をするという中で、大阪大学の藤田教授を委員長とする専門委員会に参画していただき、あわせて住民の皆様方の委員推薦も得まして専門委員会を開き、検証をしてまいりましたものでございます。この中で先ほど申し上げておりますように専門委員会の報告ということで4月25日に報告会を持った。おおむねこの施設から発生すると予想される物質に関してはごく小さな値であるが、TVOCについても含めて90%以上活性炭を通過させれば除去できることから、排気中に残存する物質はごくわずかであり、周辺環境にほとんど影響を与えないと判断されるということの結論を得ましたので、そういう意味合いで杉並病等についてご心配は払拭できたというふうに認識をいたしております。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 石村議員。

○5番（石村 淳子君） ご答弁ありがとうございます。交付金の問題につきましては地域計画の認証が出れば、地域計画を認証されればこれは交付金が出ると、こういうふうにおっしゃってます。そのことによって協議会も完了すると。その協議会が完了した中で交付金が出るということで言われているわけなんですけれども、私はその

前提として、この地域計画に出す資料ですよ。この資料を先ほどからお聞かせいただきたいということでは、原案は不十分で4市と協議をしていくということですから、もちろん2Rの点においてその資料が不足の分もあると思うんですけども、この地域計画でもともと出された、これで大丈夫だろうというふうに出された資料というのはどういうものなのでしょうか。その点はもう一度お聞かせいただきたいというふうに思います。

さらに協議会では先ほどから4市の市町村と、地方自治体とそれから国、府ということで協議会もそういう形で設定するという事になっているんですが、私が既にいただきました2月議会の議事録を見ますと、この協議会の設置については学識経験者を加えることも可能だというふうに述べられていたと思うんですね。であるならば、この地域計画というのはいろんな点でやはり住民合意のことも含めて考えますと、住民参加も考えられるのではないかとこのように思っているんです。その点ではどうなのか。住民参加ということも求めるべきではないかとこのように思っています。この点についてはもう一度ご明確にお聞かせをいただきたい。

それから扇谷議員の質問の中にも補助金がだめになった場合は、これはもう絶対ありません。できるだけこの交付金を取るために最善の努力をするというふうに言われているわけなんですけども、この負担というのはやっぱり市民にとって本当に3分の1と2分の1では、私はすごく大きなものになりますし、さらにこの交付金がもしもらえなくなった場合、大変なことになるというふうに思います。そういう意味では今本当にこの交付金、予算計上をしなければならぬのかどうか。この点についてもご答弁をいただきたいというふうに思います。

それから住民合意についてです。先ほど杉並病の危険性というのは回避されて、活性炭でも90%除去できるので心配ない。そういう点で合意はほぼ得られたという形で考えておられるようにお聞きをいたしました。しかし本当にそうでしょうか。私は何度も何度も住民説明会にも行きましたし、専門委員会にも立ち合わせていただきました。住民説明会でも専門委員会の質疑に対しても本当に住民の意見を聞いたと言えるかどうか、私も疑問に思います。先日行われた専門委員会の説明会に私も参加をさせていただきましたが、専門委員の意見でも大きく分かれています。住民が安全宣言をしてほしいと委員長さんに言いますと、この場合はそうした審議ではないと取り合っていない。意見を言おうとすると時間がないと打ち切る。これで本当に十分審議をしたと言えるのでしょうか。

私は枚方市の都市計画審議委員でもありました。この審議でもやはり3人の委員さんが反対をしました。先に組合を立ち上げておいて、本計画ありきで進められ、その後都市計画審議会を行うのはおかしい。こういう意見もありました。他市でも自分の良心が本当に咎めるんです。そう言って反対をされた委員の方もおられたと聞いています。こういう都市計画審議委員さんの意見や声というのは行政の方では耳に入っていると思うんですけれども、その都市計画審議委員の意見、さらには住民から届けられた反対の意見、この点について行政としてどう受け止められておられるのか、再度お聞きします。

さらに東大阪のブロックごみ処理広域計画というのがあります。この計画では施設整備に向けた合意形成として、社会的な合意形成を得るまでに長期の手続き期間が予想されるため、早い段階で計画を公表し、広く住民から意見また情報の募集、パブリックコメントをする。そうやって住民参加のもとで進めていくことが求められるというふうにしているんですね。施設整備に向けた合意形成のフォロー図式がこういう形でできているんですけれども、このフォロー図を見ましても、基本構想の段階で住民や学識経験者がまず意見を言えます。立地場所や処理方法についても意見が言えます。計画案についても公聴会や都市計画の縦覧などについても意見が言えます。環境影響評価を行う前とそしてその後にも意見を言う機会が与えられているんです。施設整備の基本構想から事後調査の段階まで学識経験者の意見を言う機会は5回あります。これに対して住民が意見を表明できるのは7回も保障されているんです。このように十分住民の意見や情報を取り入れるパブリックコメントが今回この4市リサイクル施設建設にあたって本当に必要なのではないのでしょうか。今からでもこうした手法を取り入れるべきだと考えますが、ご見解をお尋ねします。

○議長（大槻 哲也君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） まず大阪府に提出した資料ということのご質問でございます。循環型社会推進交付金制度に関しましては、本事業が地域計画に位置づけられれば交付対象となると確認されておりますが、廃プラスチックのリサイクルに特化した一部事務組合による事業がその制度の想定において薄かったことなどから、私どもが提出をいたしました資料はプラスチックに特化したものを提出させていただいておりますので、全体としてのごみ処理のあり方、それから先ほどのご質問の中にございました3Rについての不足というような部分をご指摘をされて、今回再度4市との調整を進めるということで予定をさせていただいております。

次に協議会への住民参加というご質問がございました。私どもが今回、国及び地方との協議の場ということで設定をお願いしておる協議会につきましては、これは行政機関同士の意思形成過程における意見交換の場ということで認識をいたしておりますので、住民参加はないんだという認識をいたしております。

次に住民合意についての若干のご質問でございます。私どもは当初の杉並病の懸念に関して払拭するための専門委員会を組織し、その専門委員会の中で今回結論を得ましたのは、そのような環境に対する大きな影響はないということでございますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

次に東大阪ブロックのごみ処理広域化計画で施設整備に向けた合意形成ということでのご質問をいただいております。確かにこの東大阪ブロックのごみ処理広域化計画というのは、基本的にはまず焼却施設の広域化について最初に大阪府が国の指導のもとに行った広域化計画でございます。その中で北河内7市と東大阪市を含む広域化ブロックでございましたけども、その中では既に焼却施設については一定広域化が進められており、今回改めてリサイクル施設の広域化についてのご説明があったということでございます。ここでお示しいただいている合意形成を得るまでの長期の手続きというものにつきましては、当然理念をお示しになったということで承知をいたしておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 石村議員。

○5番（石村 淳子君） 3回目です恐縮ですが、ちょっとお言葉に分からない点が数々あります。これで止めようと思っていたんですが、ちょっと本当に分からないので聞かせていただきたいというふうに思います。

まず交付金の問題ですけど、これは本当は大きな問題です。建設費においても当初聞いてた29億から22億7000万円に変わっていますし、この22億7000万円の交付金に当てはめてみても従来の2分の1の補助率であれば11億2000万円になり、各市の負担率も枚方市の場合は6億6803万円です。しかし交付金が3分の1となれば補助金は7億4900万円、枚方市の負担も8億7085万2000円、2億も変わるわけですね。ごめんなさい。これは2年間だったかな。この間ちょっと当局の方から資料を出していただいた中でこういう計算をしていただいたんですね。かなり大幅に2億近く変わってくるわけです。ですから市民の影響というのは本当に大きくなるわけなんですよ。

さらに地域計画に私は住民参加をするべきだと、計画書を策定する協議会に住民参加をするべきだというふうに言いましたけれども、これは行政間で意見交換だけで終

わるものなんですかね。当初言われていました中身では、当初の整備計画書ありますよね。廃棄物処理施設整備計画書、この中にもそういった形での様々な、いろんな計画を出されるわけですから、そういう点ではやはり住民さんの意見というのが反映されるべきではないかなというふうに思うんです。この協議会については行政間でやるということだけでなくって、その行政間で協議をする場においても住民の意見をきっちり反映した、そうしたものにしていけるべきだと私は考えています。その点でもぜひとも協議会設定にあたってはそうしたことも検討をしていただきたいなというふうに思います。

それから先ほど申し上げました東大阪ブロックのごみ処理広域化の分ですね。フォローチャート、これについては、これはあくまでも理念だと、そうおっしゃいました。理念というのは大切なものじゃないですか。住民の意見を本当にどこまで聞いていくかという、そういうために作られたものですよ。これはリサイクル施設だからこれには適用できないということではないというふうに私は思います。住民の意見を本当に取り入れて住民が納得できるまで話し合うということが今本当に住民合意を貫いていく、この施設をつくるにあたってはそれが今本当に求められているんじゃないですか。そういう意味ではこのパブリックコメントきっちり取り入れていただきたいというふうに思います。最後の質問、ご答弁よろしくをお願いします。

○議長（大槻 哲也君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 一番最後の東大阪ブロックの問題については、基本的には理念であるということについては私どもは間違いのないと思っております。確かにこの施設を建設するにあたって住民の皆さんと私どもは昨年4月から既に13回にわたって代表者の方々と協議を重ねてまいっております。その中で私どもの説明も十分させていただいておりますし、住民の皆様のご要望についても聞いてまいりました。

施設整備につきましての質問については、ご承知いただいているように、住民の皆様の理解を一定得られるだけ努力をしていくということについては、私ども姿勢については、可能な限り皆様のご理解をいただくべく努力してまいるという姿勢については変わりがございませんので、よろしくご配慮をいただきたいというふうに思っております。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 他に質疑はございませんか。9番、松本議員。

○9番（松本 順一君） 寝屋川の松本でございます。最後になりますので、何点か重複しておりますので、当初2点用意をいたしましたけれども、1点目は循環型社会

形成推進交付金と地域計画のことでございます。これは重複しますので控えさせていただきます。あと1点の専門委員会についての今後の対応について、先ほどからも出ておりますけれども、少し視点を変えまして質問をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

過去からこの専門委員会につきましては、廃プラスチックの圧縮梱包等による有害ガスの発生について懸念がされておりました。市民の皆さん方からの安全性や環境影響に対する不安が多く寄せられてきたことに対し、その具体的試験や論議をいわゆる有識者によって取り計らって行っていただいたものであります。したがって、この報告書で示されております指摘内容であるとか、報告書の内容等について今まさにどう具体化をしていくことが必要なのか。具体化していくことが重要と考えておるわけがあります。この専門委員会での報告書を少し私なりに整理をしてみますと、施設建設についての指摘内容としては、圧縮梱包ライン、その他の区画の排気手段や排気の回数の問題、そしてもう1点は活性炭装置設置とその破過についての検討及び交換頻度の問題、大きい2点目としては施設完成後の維持管理の指摘ということでTVOC、トータルVOCと称されておりましたけれども、この部分や基準の定まった物質、こういうものなどの排出空気のモニタリングの連続性、定期的の実施、そして情報の公開方法のあり方、そして市民参加の体制づくり等があったように思ひます。そして大きい3点目としてはその他添付された意見にもありましたけれども、経済性の検討等があります。これらを勘案し、具体的な対応をどうとっていくのかということについて質問をしていきたいと思ひておひます。

過去、平成17年2月10日の定例会で私は安全性確認のための専門委員会結論報告後の対応について質問させていただきましたけれども、そのときの答弁として、施設建設前の構想段階の専門委員会の例えばの設置、施設建設中のアドバイスをいただく方のあり方、施設運営に対する機関または組織というこの3段階の対応について答弁がされたわけがあります。したがって、これらの各段階での対応と先ほど申し上げました専門委員会の指摘内容の対応について、それぞれの段階でどのような検討をし、どのような組織を作りながらこの専門委員会では指摘された内容について具現化していくのか。これが今私は非常に重要なものではないかというふうに思ひておひます。先ほど答弁がありましたけれども、住民との協議をする場を作って実施していきたいという答弁もありましたけれども、この各段階において指摘内容がどのように盛り込まれていくのか。この件につきまして具体的な総会も含めてご提示をいただきたいと、

このように思っております。

○議長（大槻 哲也君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 平成 17 年 2 月 10 日の私どもの説明の中で専門委員会のあり方の問題、次に施設建設を前提とした助言者のあり方、それから施設完成後いわゆる維持管理費のあり方というような 3 点のご指摘がございました。私どもは 1 点目のいわゆる専門委員会については一定の結論がいただけたというふうに判断いたしておりますので、次に施設建設を前提として付近の皆様方のご意見をいかに取り入れる場を作るかということが今後の課題ということになるかと思っております。そのために今までいろんな説明会等がありましたけども、今後はこの組織の立ち上げについて努力してまいりたいというふうに思っております。さらに施設完成後につきましては、施設完成後というのか、専門委員会の報告の中で一定求められている内容、先ほどご質問のあった T V O C や基準の定まったものなど排出空気のモニタリングの問題、それからその情報の公開の方法、市民参加の体制づくりということでございますので、私どもも最終的に施設の運営協議会というようなものを作っていきたいと、さように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（大槻 哲也君） 松本議員。

○9 番（松本 順一君） 答弁ありがとうございました。より具体的に私としても聞きたかったわけですがけれども、今後この辺のスケジューリングをぜひ明確にさせていただきまして、市民の皆さん方にも分かるような広報をお願いしたいと実は思っています。先ほどの広報の話に少し触れますけれども、専門委員会の報告の内容自身もやはり専門的な言葉があまりにも多くて、あのままのレポートを例えば見てもなかなか理解がしにくいという声もあるのは事実であります。また、先ほどからもありましたけれども、平成 17 年 4 月 25 日とか 28 日の説明会のあり方等についてもなかなか理解をいただいている現状もあるやに思っておりますし、ただ平成 17 年 6 月 1 日から先般も指摘をさせていただいておりますけれども、皆さん方にこの情報を公開するというのでホームページは開設されました。私は見ましたけども、まだ十分とは全く思えません。この辺の充実もこれからもぜひしていただきながら、先ほど申し上げました専門委員会の課題提案、指摘事項と、そして具体的にどういう段階でこのような組織を作るのか、あるいはどういう検討をしていくのかという関連性を持ちながら市民の人に啓発ができるその仕組みづくりをぜひとも検討していただきたいと、このように思っておりますので、改めてその広報のあり方も含めた見解をひとつご答弁をい



ただきたいと思います。

そしてさらにこれらの対応については十分にこれからは慎重に、先ほどからもありましたけれども、協議をし、市民の人の意見も聞いて対応していくということが必要になってくると思いますので、何回も繰り返しますけれども、計画的な対応をお願いしたいということで思いますし、その辺の見解もお願いしたいと思います。

最後に、この予算執行についての考え方なんですけれども、各市これ負担金で予算もこれ補正が上がりました。先ほどの国庫負担金のこともありました。そして地域債、組合債ということで11億の補正が今計上されたわけでありまして。各市行政においては行財政改革ということをして一生懸命遂行しております。いろんな無駄を取り払っていきこうという動きが実はあります。この4市につきましては先ほど言いました安全性の確保であるとか、こういうものについてはやはりしっかりと執行していく、このスタンスを私は必要だと思っておりますけれども、行財政改革という行革の視点も十分に念頭に置きながら執行していただきたい、この思いを持っております。この辺の見解についてもお伺いさせていただきたいと思っております。

○議長（大槻 哲也君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） まず住民組織をいかにするのかということでございます。私も現在考えておりますのは、この地域の方々、おおむね先ほどのご答弁にも申し上げましたが、30自治会ございます。この30自治会は小学校区で申しましたら東小学校区、宇谷小学校区、明和小学校区、梅が丘小学校区、4校区でございます。この皆様方にどのような形になるか。どのような組織が一番望ましいのかというようなものを協議を進めながら、今後住民の皆様と協議をする場を作り上げていきたいというふうに考えております。

次に予算執行に関しての考え方でございます。もともと今回この4市のリサイクル施設組合はスケールメリットを十分に生かしながら各市が単独でつくるよりもより効果の高い効率的な施設をつくりたいということを前提でつくられたものでございますので、先生ご指摘のとおり予算執行については十分慎重に行ってまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願い申し上げたいと思っております。以上でございます。

すいません。広報が抜けておりました。先ほど私どものホームページを平成17年6月1日付で開設をいたしましたということでのご報告を申し上げたと思っております。そのホームページの問題で今後の運用として当然各市とのリンクなどITの特徴を生かし

たホームページに仕上げてまいりたいと。現在まだ立ち上げたばかりで十分なものでないというのは承知しています。その中でご指摘いただいているような部分の広報にも十分力を注いでまいりたい。残念ながら私どもは4市に対して広報する手段として広報紙等を持っているわけではございません。でき得ればホームページ、それから可能な限り各市の広報の中でも一定のご報告なり啓発できるものをお知らせしてまいりたいとは考えておりますが、この辺では可能な限りということでご理解をいただきたいと思えます。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 他に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大槻 哲也君） これをもって質疑を終結します。これから討論に入るのでありますが、ただいまのところ通告はありません。討論はありませんか。坂野議員。

○13番（坂野 光雄君） 日本共産党交野市会議員坂野光雄です。北河内4市リサイクル施設組合補正予算に対する反対討論を行います。

今回の補正予算の主な内容は施設建設費となっています。施設建設費23億162万1000円のうち平成17年度の施設建設費11億7245万1000円を確保するものとなっています。

私は寝屋川市打上に4市の廃プラスチック処理施設を建設する状況にはまだ至っていないと考えております。問題点は大きく言って2つあります。1つは環境問題です。専門委員会報告書での総合判断は、活性炭吸着塔を通過させればトルエン換算値として90%以上除去できるとしています。しかしこれは実験上のことであり、現実のほかの施設での調査結果ではありません。東京杉並区の処理施設での活性炭使用後の状況では、除去できるどころか反対に増えている化学物質もデータとして示されています。今回の施設で90%除去できる保証はどこにもないと考えます。専門委員会の検討は3月末までにまとめなければならないとの期間に縛られて、十分な検討が行われなかったと言えるのではないのでしょうか。専門委員の2人の方から安全性が確認できない。また、計画地は非メタン系炭化水素によって高濃度に汚染されており、さらに悪化させる可能性がある本件施設を設置することを是認する合理的な理由は見いだせない。また、設置場所も含む代替案の比較検討を早急に行うことが必要であるとの指摘が行われています。施設組合はこの指摘を真摯に受け止め、住民の健康を守る立場から再度慎重に検討すべきと考えます。特に具体的にできている非メタン系炭化水素が寝屋川市において環境基準が現況で超えている問題は深刻です。非メタン系炭化水素

は光化学スモッグの原因物質であり、光化学オキシダントの発生原因となっています。施設組合が実施した生活環境調査報告書ではこの非メタン系炭化水素、光化学オキシダントの予測が省かれています。また、専門委員会においても非メタン系炭化水素の検討が行われていません。施設組合として非メタン系炭化水素、光化学オキシダントの予測することを求めます。また、化学物質の総合汚染の調査も行われていません。施設建設費の予算計上の前に十分な環境調査を行うことを求めます。また、生活環境調査報告書への住民意見の議会への提出がまだ行われていません。早急な提出を求めます。

2つ目は住民合意の問題です。行政は住民から負託されたものです。だからこそ住民の納得と合意が一番に大切にされるべきものです。今回の廃プラスチックの施設建設に対し住民の納得と合意が得られているのでしょうか。東大阪ブロックごみ処理広域化計画において施設整備に向けた合意形成フローが定められています。この合意形成フローとして基本構想はパブリックコメントを行い、その内容を考慮し、施設整備計画案を作成する。処理方法や施設場所の選定は複数案を公開し、計画案の策定にあたるとしています。しかし今回の施設建設の手続きにおいてこのような住民の合意を図るための手続きが実施されていません。この合意形成フローを理念であると切り捨てる発言は時代遅れの住民無視と言わざるを得ません。専門委員会の2人の先生も安全の問題から代替案の検討を提案されています。施設建設の手続きを一からやり直し、住民合意を図ることを求めます。この間、都市計画手続きにおける公聴会や住民意見の提出において多数の意見が提出されました。その意見の圧倒的多数の方が施設建設の凍結・中止、代替案の検討を求めるものでした。専門委員会の報告書は住民を納得させるものとなっていず、住民団体である「廃プラ処理による公害から健康と環境を守る会」から納得できない趣旨の見解が出されてきています。今回の今日の答弁を聞いていても、住民説明は形だけ進め、合意がなくても進めていく態度がありありと見られ、非常に残念です。さらに交付金を受けるための地域計画もこれからとの段階で、交付金の受給は不透明です。交付金を前提とした施設整備を予算計上する段階にないと考えます。

さて、廃プラスチックの処理時の化学物質発生への安全性が確認されず、また住民の納得と合意が得られていない状況で施設建設は始めるべきではありません。施設建設費を予算化する補正予算に反対します。関係4市、そして施設組合は地方自治体の原点に戻り、住民の健康、安全を第一に考え、また住民の意見を最大限尊重し、住民

の納得と合意を得ることを前提とすべきです。以上、反対討論といたします。

○議長（大槻 哲也君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大槻 哲也君） これをもって討論を終結します。

これから議案第2号を起立により採決します。本件は原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

（賛成者 起立）

○議長（大槻 哲也君） 起立多数であります。よって本件は原案のとおり可決されました。

本会議を休憩します。

（午後4時49分 休憩）

組合議会幹事会開催（別室）

（午後5時02分 再開）

○議長（大槻 哲也君） それでは本会議を再開します。

以上をもって本臨時会に付議された事件はすべて終了しました。以上をもちまして平成17年第1回北河内4市リサイクル施設組合議会臨時会を閉会します。

（午後5時03分 臨時会閉会）

（午後5時03分 議員協議会開催）

（午後5時14分 議員協議会閉会）

○議長（大槻 哲也君） 臨時会及び議員協議会の閉会に際し、管理者からあいさつしたい旨の申し出がありますので、これをお受けします。馬場管理者。

○管理者（馬場 好弘君） 閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

本日はすべての案件について長時間にわたり慎重ご審議をいただき、ご可決、ご承認、ご同意いただき、誠にありがとうございました。今後、ご可決いただいた建設費予算に基づき、施設建設に取り組んでまいりたいと考えております。今後ともよろしくご指導、ご鞭撻をいただきますようお願い申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、ご健康にご留意をいただきまして、なお一層ご活躍をいただきますようご祈念申し上げ、誠に簡単でございますが、閉会に際しましてのお礼のごあいさつといたします。ありがとうございました。

○議長（大槻 哲也君） それでは私の方からも閉会にあたりまして一言ごあいさつを申し上げたいと思います。

本日ここに無事、平成 17 年第 1 回臨時会及び議員協議会のすべての日程を終えることができました。議員の皆さん、また理事者の皆さん、関係者の皆さんのご協力にお礼を申し上げたいと思います。

今臨時会におきまして平成 17 年度の補正予算等が可決され、また交付金に対する対応も具体化する中で用地取得も終わりました。いよいよ施設建設へと正念場を迎えることとなりますが、組合事務局におかれましては事業の円滑な推進に向けて一層の努力をお願いしておきたいと思います。

また、このたびは議員の皆さんの温かいご支持をいただきまして、坪内副議長とともに正副議長の重職に就任させていただきました。私ども 2 人は皆様方のご期待にお応えするべく、協力をして公平かつ円滑な議会運営に努めてまいりたいと考えております。議員また理事者の皆さんにおかれましては、今後ともご協力をお願い申し上げたいと思います。

甚だ簡単ではございますが、閉会のごあいさつにさせていただきます。このたびは本当にありがとうございました。以上でごあいさつとさせていただきます。どうもご苦勞さまでございました。

(午後 5 時 21 分 閉会)

1. 地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

北河内4市リサイクル施設組合議会 臨時議長 堂 菌 利 幸

北河内4市リサイクル施設組合議会 議 長 大 槻 哲 也

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 坂 野 光 雄

北河内4市リサイクル施設組合議会 署名議員 千 葉 清 司

(午後 5 時 03 分 議員協議会開会)

○議長（大槻 哲也君） 引き続き議員協議会を開催します。

開会に先立ちお諮りします。議員協議会においても本会議同様傍聴を許可することにしたいと思えます。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（大槻 哲也君） ご異議なしと認めます。よって本会議同様傍聴を許可することに決しました。

それでは行政報告を議題とします。理事者から説明を求めます。中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） それではただいまより行政報告参考資料についてご説明を申し上げます。行政報告参考資料の 1 ページをお開き願いたいと存じます。

北河内 4 市リサイクル施設組合の当面のスケジュールを経過よりご報告申し上げます。平成 17 年 2 月 24 日に第 4 回、平成 17 年 4 月 25 日に第 5 回の 4 市リサイクル施設組合専門委員会を開催いたしております。平成 17 年 2 月 26 日から平成 17 年 3 月 19 日までの間に、北河内 4 市リサイクルプラザの位置の決定について、各市の都市計画審議会において審議を終えており、平成 17 年 3 月 25 日に各市とも都市計画決定の告示をいたしております。3 月中に各市市議会で平成 17 年度当初予算として本組合への負担金についてご承認をいただいております。平成 17 年 5 月 19 日から 26 日で(仮称)北河内 4 市リサイクルプラザの建設用地の売買契約を締結いたしております。平成 17 年 5 月 24 日北河内 4 市リサイクル施設組合議会平成 17 年第 2 回幹事会を開催していただきました。

次に今後のスケジュールでございますが、6 月 3 日、本日、組合議会臨時会を開催させていただきます。6 月中に循環型社会形成推進交付金について環境省と協議を行いたく大阪府と事前協議を今後進めてまいります。2 ページ目でございます。6 月中に環境省との協議をできれば終わり、内示をいただいた後、7 月中に建設工事に入る入札の実施等を予定いたしております。8 月中に組合議会の第 2 回の臨時会をお願い申し上げて、議案といたしましては、北河内 4 市リサイクルプラザ建設工事の契約締結についての審議を想定いたしております。ご承認いただいた後、速やかに契約の締結、着工をしていきたいというふうに考えております。スケジュールについては以上でございます。

続きまして3ページでございます。3ページは（仮称）北河内4市リサイクルプラザの概要でございます。これは既に何度か説明がされておりますので、内容については割愛をさせていただきます。施設の位置は大阪府寝屋川市大字打上1645番地1、他3筆で、敷地面積が実測で、従前4500㎡とご説明をしまいましたが、4840.07㎡でございます。建物の規模、内容について、地下1階から5階までの平面図等を参考のために付けさせていただきますので、ご了承をいただきたいと思います。

続きまして10ページをお開きいただきたいと思います。都市計画審議会の各市での状況でございます。平成17年2月26日から3月19日までの間、各市で都市計画審議会を開催していただき、告示日が平成17年3月25日ということになっております。

続きまして11ページでございます。11ページは北河内4市リサイクルプラザ建設用地の取得についてご報告を申し上げたいと思います。建設用地については4840.07㎡、これは実測面積でございます。契約の締結日は平成17年5月19日から5月26日の間でございます。買収金額は3億762万5538円でございます。予算に比して62.27%でございます。

続きまして資料の5、12ページでございます。これは先ほど来何度かご質問が出ておりますが、専門委員会のご報告でございます。専門委員会の報告書のあとに開催されました専門委員会開催の経過ということで、平成16年9月2日に第1回専門委員会を開催し、第2回の専門委員会が平成16年10月14日、第3回の専門委員会が平成16年11月1日、第4回の専門委員会が平成16年12月29日、第5回の専門委員会が平成17年2月24日、第6回の専門委員会が平成17年3月14日ということで専門委員会の報告書が取りまとめられまして、平成17年4月25日、寝屋川市立の中央公民館講堂において市民に対する説明会が開催されたところでございます。

専門委員会報告書の総合判断につきましては、計画中の廃プラスチック類圧縮梱包処理施設から発生すると予想される有毒ガスについては小さな値であるが、施設の環境安全を考慮して設置される換気設備及び排気浄化用の活性炭吸着塔を通過させれば、トルエン換算値（TVOCと類似）として90%以上除去できることから、排気中に残存する物質はごくわずかであり、周辺環境にほとんど影響を与えないと判断される、という報告をいただいております。なおということで、情報公開の方法等について付記をされ、また少数意見として植田委員、柳沢委員の意見も別紙に添付するというように添付をされておりますので、ご承知いただきたいと思います。

次に循環型社会推進交付金についての事務次官通知がまいっております。循環型社



会推進交付金交付要綱の1ページをお開き願いたいと存じます。第2、定義としまして、交付対象事業といたしましては、地域計画に掲げられた、別表第1に掲げる事業等となっております。交付対象事業者といたしましては、この交付金の交付を受けて交付対象事業を実施する地方公共団体となっております。第3は交付対象で、交付対象としましては、これも先ほどご質問の中でお答えをしたとおりでございます。今回私どものプラスチックに特化した本事業につきましては、第162回国会、予算委員会第6分科会において、環境省の南川廃棄物・リサイクル対策部長がご答弁されておりますように、地域計画に位置づけられれば交付対象となるということで、この事業も交付対象であるということは確認ができております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） これより議員協議会の質問に入ります。ご質問ありませんか。坂野議員。

○13番（坂野 光雄君） 簡単に、先ほど本会議でいろいろ答弁もあったわけなんですけども、答弁もよく分からないような答弁がいっぱいありましたので、若干だけお聞きしたいと思います。

専門委員会のこの22ページの脱臭設備について、この脱臭設備で9社の見積もりが出されているわけなんですけども、この9社が今までプラスチックの処理施設での実績、これを1点提示していただきたいと。2点目は、この9社の見積もりの中で、どのような化学物質を何%除去できるという内容での見積もりが出されているのかというこの点、この2点答弁をお願いしたい。で、資料の提出をお願いしたい。

もう1つは、交付金の地域計画の議会への提示はいつの段階で提示できるのか。この点をお聞きしたいと思います。

○議長（大槻 哲也君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） まず9社見積もりの処理施設の実績ということでございますが、私どもが今回9社の見積もりを取りましたのは、1日処理能力10トン以上のプラスチックの圧縮梱包処理施設の整備実績を行った事業者すべてでございます。これは全国で9社というふうに承知をいたしております。

それから9社見積もりの中で化学物質の除去の状況までを出された資料は現在のところございません。

次に地域計画の原案についていつ議会にお示しできるのかということでございます。

先ほど来お答えを申し上げておりますように、私ども行政機関同士の意思形成過程の資料でございますので、国と協議会が終えた後、直ちにできるだけ早い機会に皆様にお示しをさせていただきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（大槻 哲也君） 坂野議員。

○13番（坂野 光雄君） 9社の見積もりをされたこの9社はプラスチックを10トン以上処理している施設に設置した9社だという答弁ですね。この10トン以上の施設で9社が設置しているプラスチックの処理施設名、その処理施設名でどこがその処理施設を請け負って実際稼働させているのか、その資料を提示していただきたいのと、そしてそこで実際に化学物質の除去の測定データを、測定したそういう実績があるのかないのか。あればそのデータがどうなんかなければいけないという、そういう資料をぜひ出していただきたい。

それからさっき2つ目の見積もりした9社の方は化学物質を除去するという、その何%除去するかという、そういうデータを出していないということで、そういう見積もり内容になってないという、これ非常に問題だなという具合に思います。これは指摘しておきます。

まず第1点目の実際設置しているところの施設名、それからその測定したデータ、これがあるものかないか、お願いします。

○議長（大槻 哲也君） 中野事務局長。

○事務局長（中野 泰雄君） 私どもが専門委員会を設置する折に皆様にご説明を申し上げたと思いますけども、現在稼働している施設の具体的な測定データというのは残念ながら手に入れることができませんでした。今後もしそういう資料が手に入れば私どももお示しをしていきたいと思っております。今回9社の見積もりを取った中では、この活性炭の脱臭装置が主たる理由ではございませんので、ご理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長（大槻 哲也君） 坂野議員。

○13番（坂野 光雄君） ここには脱臭設備等についてということを書いてあるんですね。普通施設整備をするときには、例えばこの9社がプラスチックの処理施設に活性炭を付けた施設を行うというときに脱臭、においを取るということで実際には設置しているだろうと。だからそのにおいがどのぐらい除去できるかみたいなのは、これはデータがあると思うんですけども、化学物質を除去するという本来意図があるんだ

ったらどこまで除去できるかというデータが測定すると思うんですけども、この今現実に設置しているところでそういうデータが、化学物質の除去状態のデータがないということは、これがほんまにいけるんかどうかというのが非常に心配になってきました。以上です。

○議長（大槻 哲也君） これにて坂野議員の質問を終結します。

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（大槻 哲也君） 以上をもって質問を終結いたします。

これをもちまして平成17年第1回北河内4市リサイクル施設組合議会議員協議会を閉会します。

（午後5時14分 議員協議会閉会）

平成17年6月3日 北河内4市リサイクル施設組合議会  
平成17年第1回臨時会付議事件一覧表

事件番号	事 件 名	議決年月日	議決の結果	備 考
—	会期の決定	平成17年6月3日	決 定	会期1日間
—	議長の選挙	平成17年6月3日	選 挙 (指名推薦)	大槻哲也
—	副議長の選挙	平成17年6月3日	選 挙 (指名推薦)	坪内伸夫
選任同意 第 1 号	監査委員の選任について	平成17年6月3日	選任同意	山口幸三
報 告 第 1 号	専決事項の報告について	平成17年6月3日	承 認	
報 告 第 2 号	平成16年度北河内4市リサイクル施設組合 繰越明許費の報告について	平成17年6月3日	聴 取	
議 案 第 2 号	平成17年度北河内4市リサイクル施設組合 補正予算(第2号)について	平成17年6月3日	原案可決	
—	議案質問	平成17年6月3日	許 可	扇谷 昭 坂野 光雄 岸田 敦子 石村 淳子 松本 順一